

第3期
東吉野村子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年1月

東吉野村

はじめに

令和7年3月

東吉野村 村長 **水本 実**

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の背景と趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
(1) 計画の法的根拠.....	2
(2) 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 本村の子ども・子育てを取り巻く現状.....	3
1 統計からみた現状.....	3
(1) 人口の推移.....	3
(2) 世帯の状況.....	4
(3) 転入・転出の状況.....	4
(4) 出生・死亡の状況.....	5
(5) 女性の労働力率の推移.....	5
(6) 就学前児童数・在園児数の推移.....	6
(7) 小・中学校の児童・生徒数の推移.....	7
(8) 子育て支援事業の利用状況.....	8
(9) 母子保健事業の実施状況.....	9
2 アンケート調査結果からみた現状.....	10
(1) 調査結果の概要.....	10
(2) 保護者調査結果.....	11
(3) 児童生徒調査.....	15
3 第2期計画の進捗状況.....	19
(1) 第2期計画の総合評価.....	19
(2) 第2期計画の現状.....	19
第3章 基本理念と施策の体系.....	22
1 基本理念	22
2 基本的な視点	23
3 施策の体系	24

第4章 施策の展開	25
1 地域における子育て支援.....	25
(1) 就学前児童の教育・保育環境の確保.....	26
(2) 地域子育て支援事業の充実.....	26
(3) 子育てネットワークの充実.....	27
2 子どもと親の健康の確保と増進.....	29
(1) 子どもと親の健康の確保と増進.....	30
(2) 子どもの成長にともなう保健対策の推進.....	31
(3) 食育の推進.....	32
(4) 小児医療体制の充実.....	32
3 子ども・若者の成長を支える教育環境の整備.....	33
(1) 生きる力を育成する教育環境の整備.....	34
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	35
(3) 児童等の健全育成.....	35
4 安全・安心な生活環境の確保.....	37
(1) 良好な生活環境の確保.....	38
(2) 安全・安心なまちづくりの推進.....	38
(3) 防災対策の推進.....	39
5 仕事と家庭の調和の推進.....	40
(1) 男女共同参画の推進.....	41
(2) 仕事と家庭の両立支援.....	41
6 すべての子ども・若者とその家庭への支援の推進.....	42
(1) 児童虐待対策の推進.....	43
(2) ひとり親家庭等の支援の推進.....	43
(3) 障がいのある子どもとその家庭への支援.....	44
第5章 事業量の見込みと確保の方策.....	46
1 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策.....	47
(1) 就学前児童の認定区分の概要.....	47
(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策.....	48
(3) 教育・保育の質の向上.....	49
(4) 教育・保育の無償化の円滑な実施について.....	49
(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	49
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	50
(1) 時間外保育事業（延長保育）.....	50
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ/学童保育）.....	50

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	51
(4) 地域子育て支援拠点事業	51
(5) 一時預かり事業	52
(6) 病児保育事業	53
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	53
(8) 利用者支援事業	53
(9) 妊婦健康診査事業	54
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	54
(11-1) 養育支援訪問事業	54
(11-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	55
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	55
(13) 多様な主体の参入を促進する事業	55
(14) 子育て世帯訪問支援事業	55
(15) 児童育成支援拠点事業	56
(16) 親子関係形成支援事業	56
(17) 産後ケア事業	56
(18) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	57
3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	57
4 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保	57
第6章 計画の推進体制	58
1 庁内における推進体制	58
2 住民参加による推進体制	58
3 計画の進行管理	58
資料編	59
1 東吉野村子ども・子育て会議設置条例	59
2 東吉野村子ども・子育て会議委員名簿	60

第1章

計画の策定にあたって



1

計画の背景と趣旨

わが国の少子化は年々深刻化し、令和5年の合計特殊出生率は1.20と、前年の1.26より低下しており、過去最低記録を更新しました。近年、価値観の多様化により、若者の結婚意欲の低下や晩婚化が進んでおり、育児に対する経済的負担から子どもを産み育てることを諦めるケースも増加しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、子育てに関する悩みの相談相手がおらず、同世代の子どもとの関わりも減少しているため、不安を抱える人が増加しています。さらに、女性の社会進出活性化によって共働き世帯が増加し、子どもの一時預かりや延長保育、病児保育といった従来の保育体制に加えた多様なサービスの展開が望まれています。

東吉野村（以下、「本村」という。）では、令和2年3月に「第2期東吉野村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、少子化対策と子育て支援のための施策を総合的に推進してきましたが、本村においても人口の減少や世帯規模の縮小に伴う保育ニーズの増大等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢を受けて、国では、子育て世帯を支援し子どもの権利を守るため、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」に基づき「こども大綱」が発表され、子どもに関する施策を総合的に推進し、すべての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることが目指されました。また、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されることとなります。

このような状況の中で、本村では、第2期計画が令和6年度末に終了するため、第2期計画での取り組み成果及び課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るため、国や奈良県の政策も踏まえた上で、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期東吉野村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2

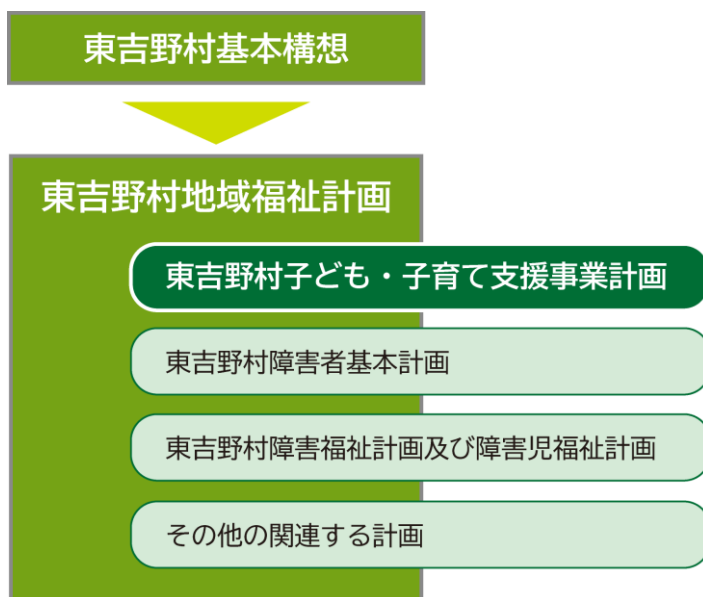
計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「東吉野村第 4 次基本構想」やそれに基づく諸計画との調和と整合性を保つものとしします。



3

計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

なお、期間中であっても、国の方針や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行うものとしします。



4

計画の策定体制

本計画は、本村の就学前児童及び小学生を持つ保護者と小中学生を対象としたアンケート調査の結果を踏まえるとともに、「東吉野村子ども・子育て会議」での協議を経て策定しました。

第2章

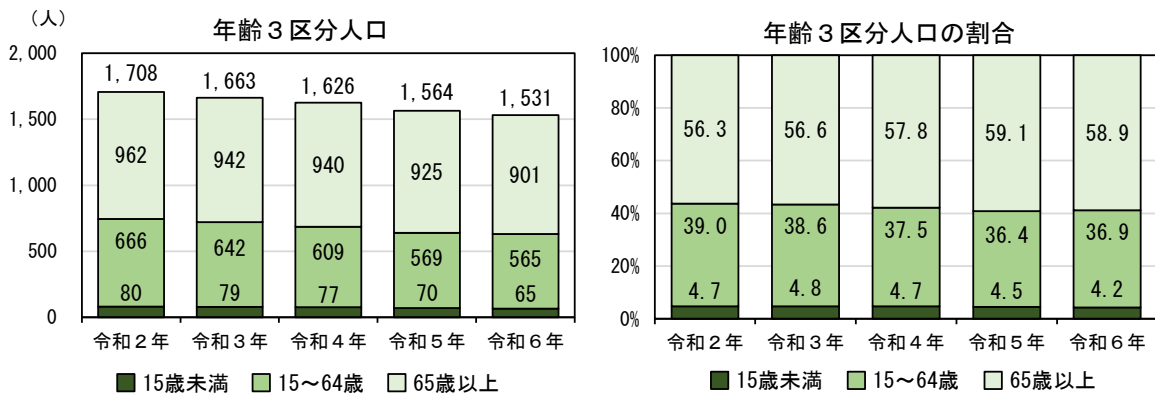
本村の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計からみた現状

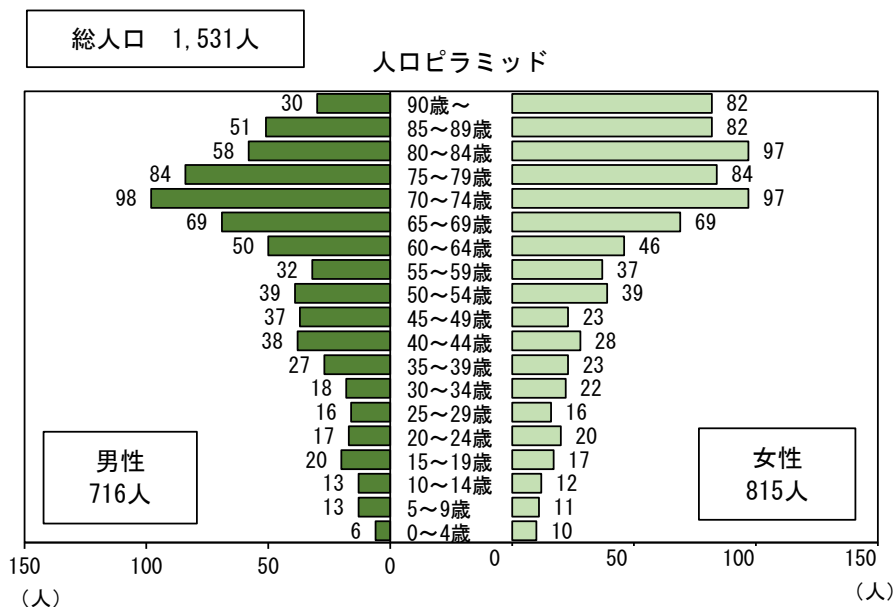
(1) 人口の推移

本村の人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日時点で、1,531人（15歳未満：65人、15～64歳：565人、65歳以上：901人）となっています。

また、年齢3区分人口の割合で見ると、65歳以上の割合が増加傾向となっています。



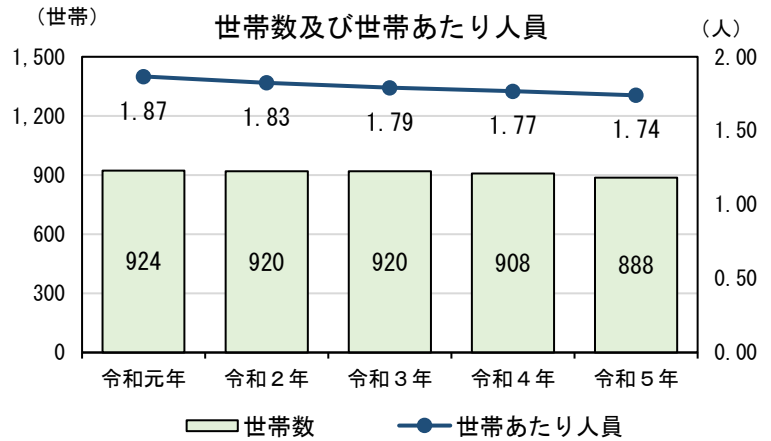
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

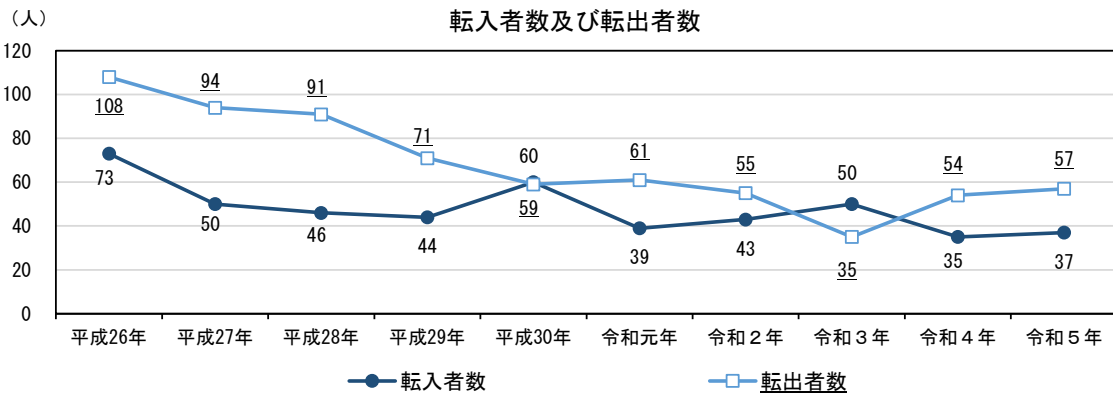
本村の世帯は減少傾向にあり、令和5年10月1日現在で888世帯となっています。世帯あたりの人員も減少傾向で推移しており、令和5年10月1日現在で1.74人となっています。



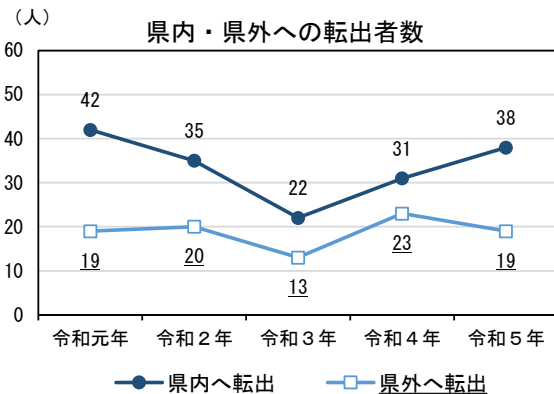
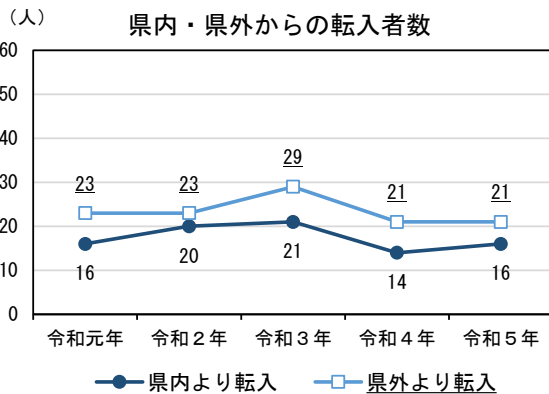
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 転入・転出の状況

転入者数及び転出者数は年により変動がありますが、令和5年には、転入者が37人（県内より転入：16人、県外より転入：21人）、転出者が57人（県内へ転出：38人、県外へ転出：19人）となっています。



資料：奈良県推計人口（各年10月1日から1年間の合計）

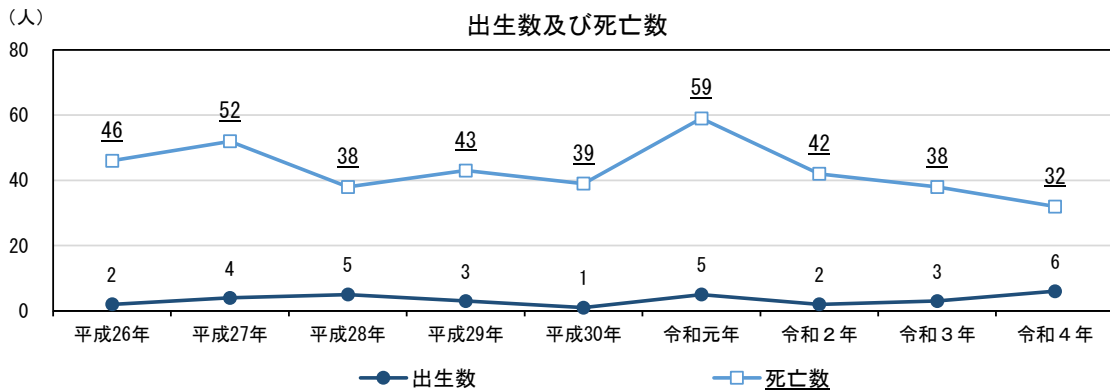


資料：奈良県推計人口（各年10月1日から1年間の合計）

(4) 出生・死亡の状況

出生数は概ね横ばいで推移しており、令和4年には6人となっています。

死亡数は減少傾向にあります。令和元年で増加しましたが、令和2年から減少に転じ、令和4年には38人となっています。死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

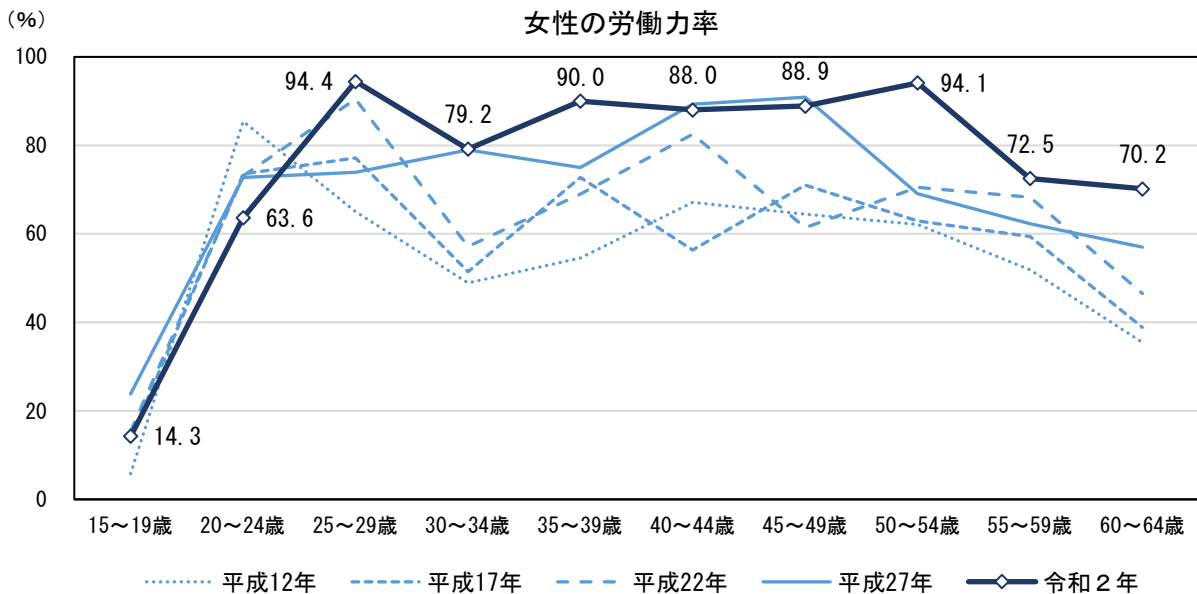


資料：奈良県保健衛生統計（令和6年12月26日現在公表分）

(5) 女性の労働力率の推移

一般に、わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の比率）は、20歳代後半から30歳代後半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するという「M字カーブ」となる傾向にあります。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

本村の女性の労働力率について、平成12年から令和2年にかけて、「M字カーブ」はくぼみのない「台形」に近づきつつあり、女性の社会進出が進んでいることが分かります。



資料：国勢調査

(6) 就学前児童数・在園児数の推移

就学前児童数は減少傾向で推移しており、令和6年4月1日現在で21人となっています。

また、令和6年4月1日現在で、こども園（保育所）の在所児数は5人、こども園（幼稚園）の在園児数は8人、村外施設への通園児は2人で、保育・教育施設を利用していない就学前児童数は6人となっています。

■ 就学前児童数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数	人	29	29	28	27	21
施設利用児童数	人	24	24	20	23	15
施設未利用児童数	人	5	5	8	4	6

■ こども園（保育所）の在所児数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	園	1	1	1	1	1
定員数	人	14	14	14	14	14
在所児数	人	10	5	3	5	5

■ こども園（幼稚園）の在園児数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	園	1	1	1	1	1
在園児数	人	14	18	15	15	8

■ 村外施設への通園児数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
村外の保育所	人	0	0	1	1	0
村外の幼稚園	人	0	1	1	1	1
村外の認定こども園	人	0	0	0	1	1

資料：東吉野村（各年4月1日現在）

(7) 小・中学校の児童・生徒数の推移

小学校の児童数は横ばいで推移しており、令和6年4月1日現在で31人となっています。
また、中学校の生徒数は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で16人となっています。

■ 小学校の児童数・学級数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	校	1	1	1	1	1
全児童数	人	29	27	29	29	31
うち特別支援児童	人	2	1	0	1	1
全学級数	組	8	7	6	7	7
うち特別支援学級	組	2	1	0	1	1

■ 中学校の生徒数・学級数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	校	1	1	1	1	1
全児童数	人	22	23	21	16	16
うち特別支援児童	人	1	2	3	2	1
全学級数	組	4	4	5	5	4
うち特別支援学級	組	1	1	2	2	1

資料：東吉野村（各年4月1日現在）

(8) 子育て支援事業の利用状況

令和5年度における延べ利用者数(人日)は、幼稚園の預かり保育が2,127人日、保育所の一時保育が2人日、放課後児童クラブ(学童保育)が1,558人日となっています。

■ 幼稚園の預かり保育の利用状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (参考)
施設数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	1,379	2,209	2,370	2,127	251

■ 保育所の一時保育の利用状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (参考)
施設数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	0	0	1	2	0

■ 放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (参考)
施設数		か所	1	1	1	1	1
1年生	登録児童数	人	8	5	7	5	7
	延べ利用者数	人日	1,241	347	625	617	403
2年生	登録児童数	人	1	6	3	5	5
	延べ利用者数	人日	131	602	215	268	236
3年生	登録児童数	人	7	1	8	3	6
	延べ利用者数	人日	723	54	539	145	71
4年生	登録児童数	人	1	7	1	7	3
	延べ利用者数	人日	55	482	17	379	36
5年生	登録児童数	人	5	1	7	1	7
	延べ利用者数	人日	234	24	153	5	127
6年生	登録児童数	人	6	5	1	8	1
	延べ利用者数	人日	322	92	0	144	3
合計	登録児童数	人	28	25	27	29	28
	延べ利用者数	人日	2,706	1,601	1,549	1,558	876

資料：東吉野村(各年4月1日から1年間の合計、ただし令和6年度は4月1日から7月末までの合計)

(9) 母子保健事業の実施状況

令和5年度における乳児健康診断の受診者は、3か月児健診が2人、6か月児健診が1人、1歳6か月児健診が5人、3歳児健診が1人で、すべての健診で受診率が100.0%となっています。

また、令和5年度において、妊婦健診の受診者は2人、新生児訪問の延べ回数は1回となっています。

■ 乳幼児健診の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (参考)
3か月児健診	対象者	人	3	3	5	2	1
	受診者	人	3	3	4	2	1
	受診率	%	100.0	100.0	80.0	100.0	100.0
6か月児健診	対象者	人	3	3	6	1	2
	受診者	人	3	3	6	1	2
	受診率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1歳6か月児健診	対象者	人	4	3	4	5	2
	受診者	人	4	3	4	5	2
	受診率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3歳児健診	対象者	人	7	3	5	1	4
	受診者	人	7	3	5	1	4
	受診率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

■ 妊婦健診、新生児訪問の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (参考)
妊婦健診	受診者	人	3	6	3	2	0
	対象者	人	3	6	3	2	0
新生児訪問	延べ回数	回	1	5	4	1	0

資料：東吉野村（各年4月1日から1年間の合計、ただし令和6年度は4月1日から7月末までの合計）



2 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査結果の概要

■ 調査方法

	保護者調査	児童生徒調査
調査対象	住民基本台帳に登録のある 就学前児童・小学生がいる保護者	住民基本台帳に登録のある 小学生及び中学生
調査方法	郵送による配布・回収	小学校及び中学校での配布・郵送による回収
調査期間	令和6年7月16日(火)～令和6年8月2日(金)	令和6年7月19日(金)～令和6年8月2日(金)

■ 回収結果

	配布数	回収数	回収率
保護者調査	31件	12件	38.7%
児童生徒調査	25件	11件	44.0%

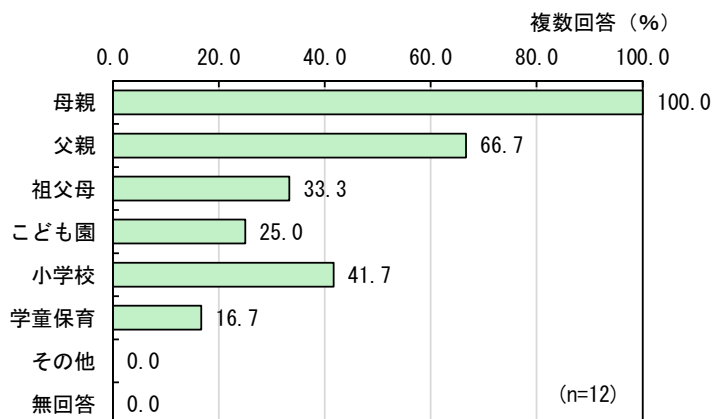
■ 結果の見方

- ・ 図中のn (Number of case) は、設問に対する回答者数のことです。
- ・ 回答比率(%)は回答者数(n)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しました。四捨五入の結果、内訳の合計100%にならないことがあります。また、一人の対象者に複数の回答を求める設問(グラフの右上に「複数回答」と記載)では、回答比率(%)の合計は100.0%を超えます。
- ・ 図表中においての「無回答」は、回答されていない、または回答の判別が困難なものです。

(2) 保護者調査結果

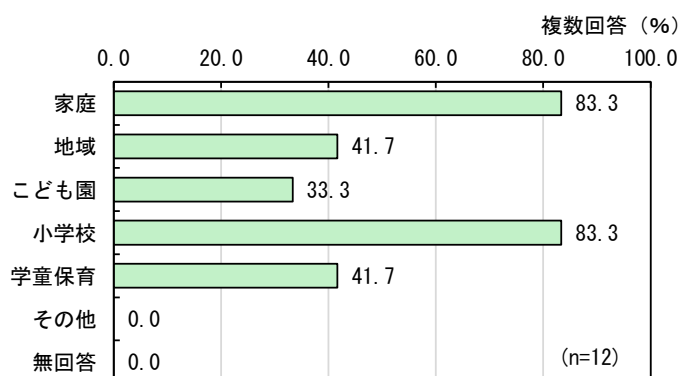
① 子どもの育ちをめぐる環境

子育てや子どもの教育に日常的にかかわっている人・場所について、「母親」が 100.0%で最も多く、次いで「父親」が 66.7%、「小学校」が 41.7%となっています。



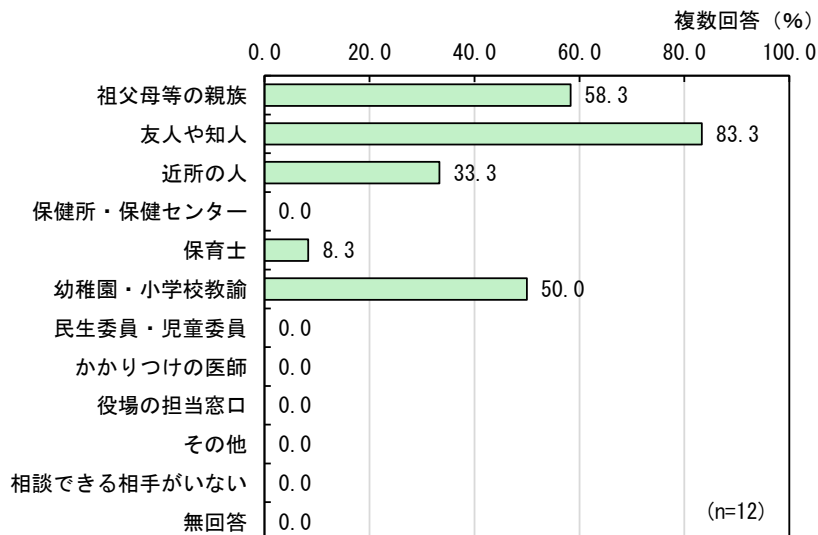
② 子育てや教育に大きく影響する環境

子育てや教育に大きく影響すると思う環境について、「家庭」「小学校」が 83.3%で最も多く、次いで「地域」「学童保育」が 41.7%、「こども園」が 33.3%となっています。



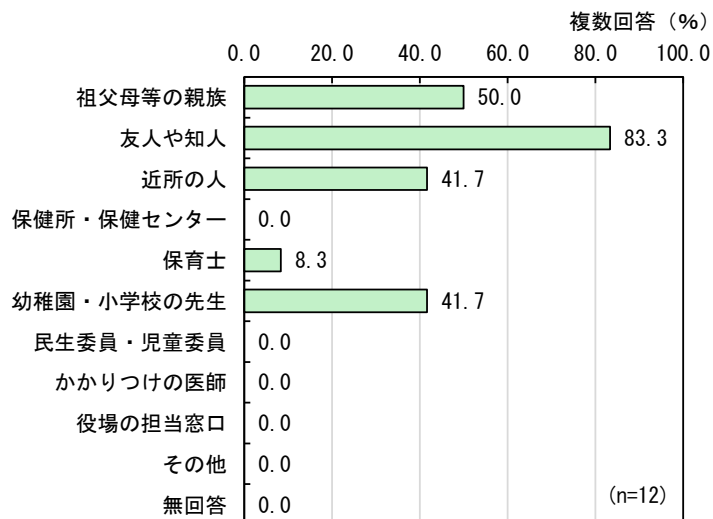
③ 子育てや教育について気軽に相談できる人や場所

子育てや教育に関して、気軽に相談できる相手や場所について、「友人や知人」が 83.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が 58.3%、「幼稚園・小学校教諭」が 50.0%となっています。



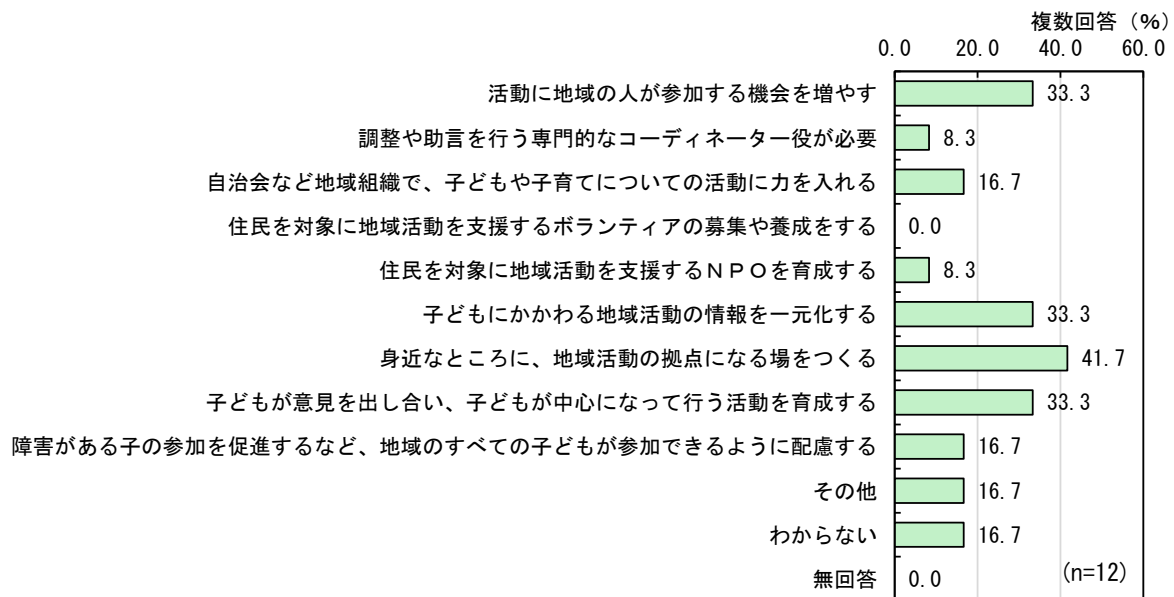
④ 子育てをする上での情報入手先

子育てをする上での情報入手先について、「友人や知人」が 83.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が 50.0%、「近所の人」「幼稚園・小学校の先生」が 41.7%となっています。



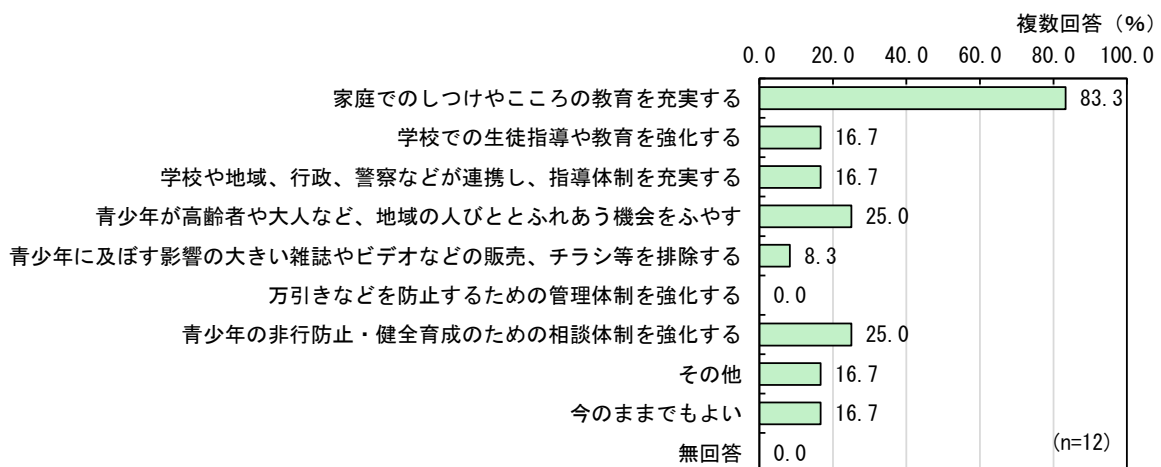
⑤ 地域の子どもたちの交流や活動を活発にするために必要なこと

地域の子どもたちとの交流や活動をさらに活発にするために必要なことについて、「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」が41.7%で最も多く、次いで「活動に地域の人に参加する機会を増やす」「子どもにかかわる地域活動の情報を一元化する」「子どもが意見を出し合い、子どもが中心になって行う活動を育成する」がそれぞれ33.3%、「自治会など地域組織で、子どもや子育てについての活動に力を入れる」「住民を対象に地域活動を支援するボランティアの募集や養成をする」「住民を対象に地域活動を支援するNPOを育成する」「子どもにかかわる地域活動の情報を一元化する」「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」「子どもが意見を出し合い、子どもが中心になって行う活動を育成する」「障害がある子の参加を促進するなど、地域のすべての子どもが参加できるように配慮する」「その他」「わからない」がそれぞれ16.7%となっています。



⑥ 子どもの健全育成や非行防止のために力を入れるべきこと

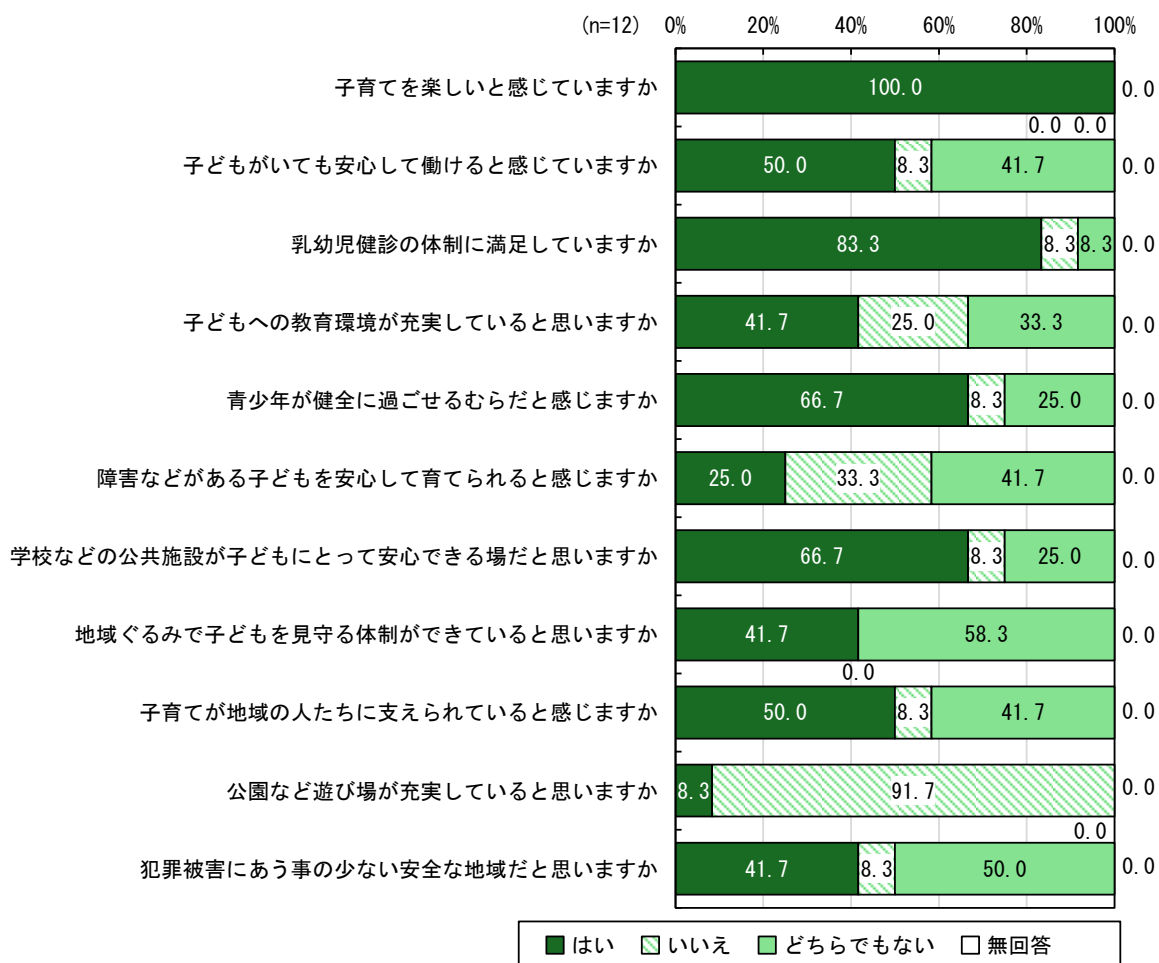
子どもの健全育成や非行防止のために必要なことについて、「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が83.3%で最も多く、次いで「青少年が高齢者や大人など、地域の人びととふれあう機会をふやす」「青少年の非行防止・健全育成のための相談体制を強化する」がそれぞれ25.0%、「学校での生徒指導や教育を強化する」「学校や地域、行政、警察などが連携し、指導体制を充実する」「その他」「今のままでもよい」がそれぞれ16.7%となっています。



⑦ 本村での子育てや施策についての感想

本村での子育てや施策に関する感想について、「はい」では、「子育てを楽しんでいると感じていますか」が100.0%で最も多く、次いで「乳幼児健診の体制に満足していますか」が83.3%、「青少年が健全に過ごせるむらだと感じますか」「学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思えますか」が66.7%となっています。

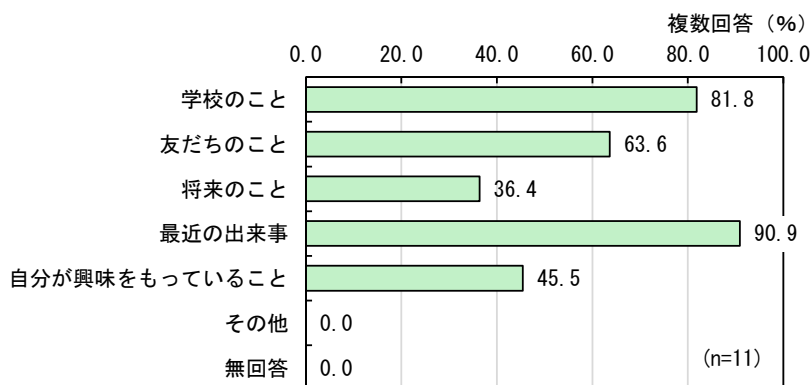
また、「いいえ」では、「公園などの遊び場が充実していると思えますか」が91.7%で最も多く、次いで「障害などがある子どもを安心して育てられると感じますか」が33.3%、「子どもへの教育環境が充実していると思えますか」が25.0%となっています。



(3) 児童生徒調査

① 普段の家族との会話

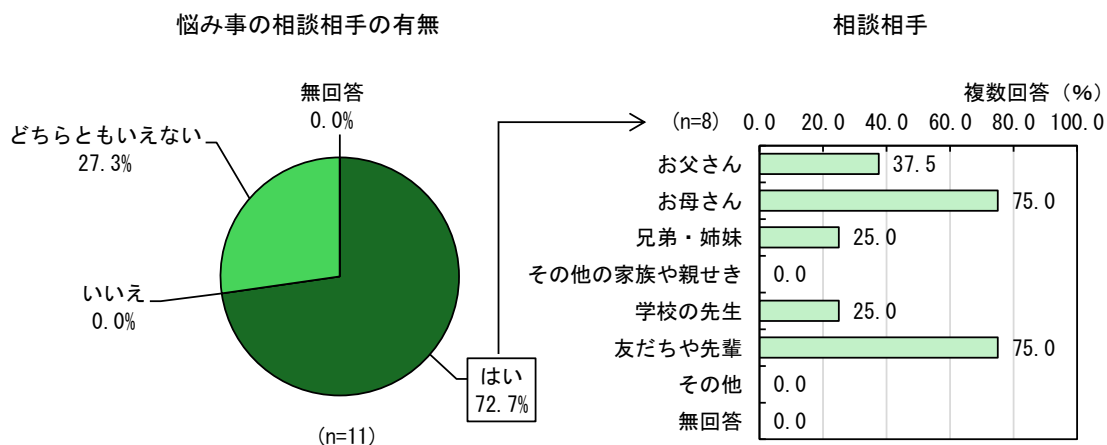
普段の家族との会話の内容について、「最近の出来事」が 90.9%で最も多く、次いで、「学校のこと」が 81.8%、「友だちのこと」が 63.6%となっています。



② 悩み事の相談相手

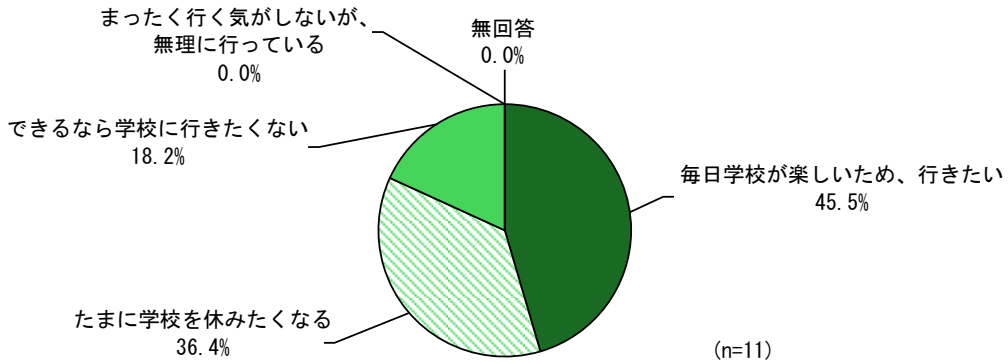
悩み事の相談相手がいるかについて、「はい」が 72.7%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が 27.3%となっています。

また、相談相手について、「お母さん」「友だちや先輩」が 75.0%で最も多く、次いで「お父さん」が 37.5%、「兄弟・姉妹」「学校の先生」が 25.0%となっています。



③ 学校に行くことについての気持ち

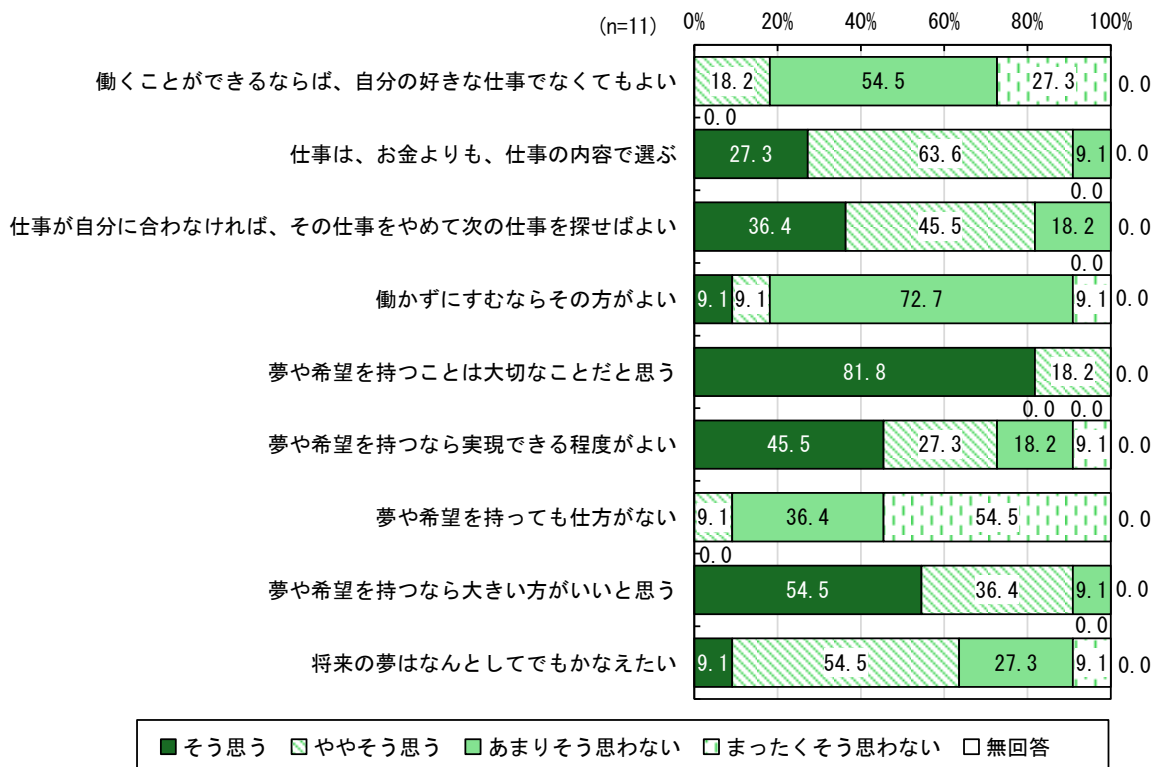
学校に行くことについて、「毎日学校が楽しいため、行きたい」が45.5%で最も多く、次いで「たまに学校を休みたくなる」が36.4%、「できるなら学校に行きたくない」が18.2%となっています。



④ 将来についての考え

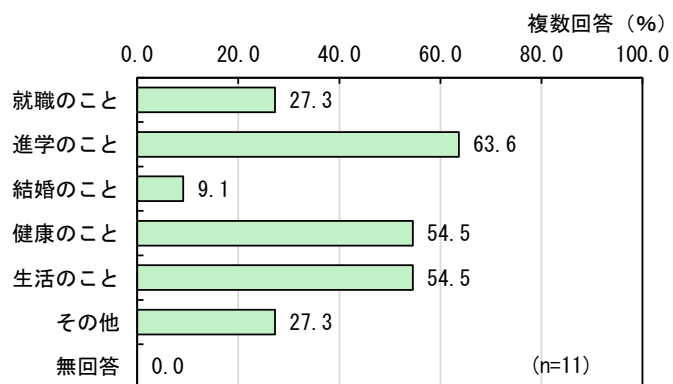
将来の考えについて、『思う』（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）では、「夢や希望を持つことは大切なことだと思う」が100.0%で最も多く、次いで「仕事は、お金よりも、仕事の内容で選ぶ」「夢や希望を持つなら大きい方がいいと思う」が90.9%、「仕事が自分に合わなければ、その仕事をやめて次の仕事を探せばよい」が81.9%となっています。

また、『思わない』（「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計）では、「夢や希望を持って仕方がない」が90.9%で最も多く、次いで「働くことができるならば、自分の好きな仕事でなくてもよい」「働かずにすむならその方がいい」が81.8%、「将来の夢はなんとしてでもかなえたい」が36.4%となっています。



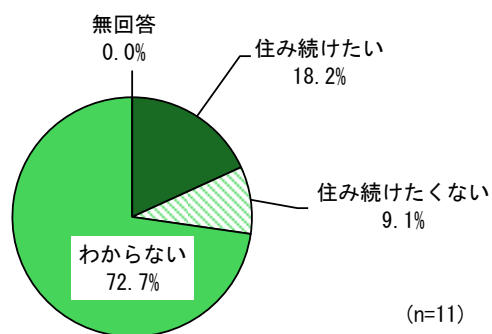
⑤ 将来についての不安

将来に関して不安に思っていることについて、「進学のこと」が63.6%で最も多く、次いで「健康のこと」「生活のこと」が54.5%、「就職のこと」「その他」が27.3%となっています。



⑥ 本村に住み続ける意思

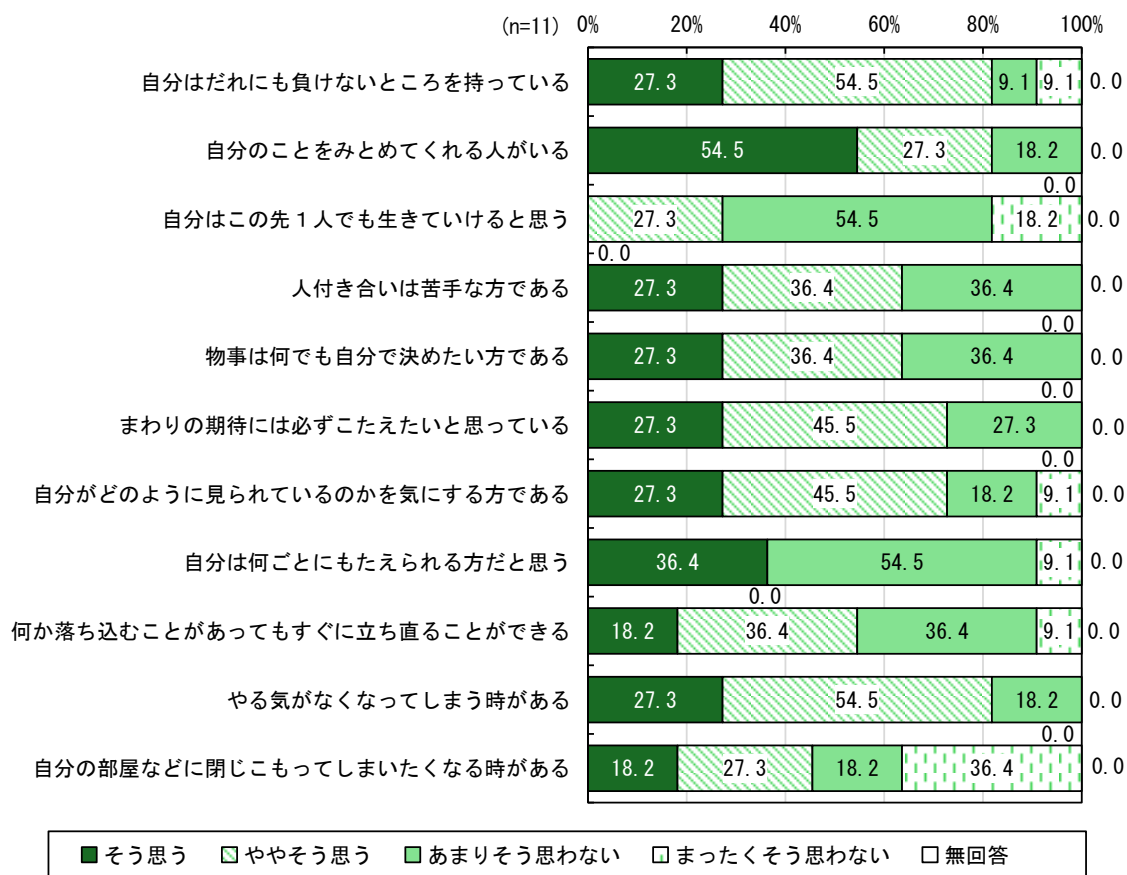
本村に住み続けたいかについて、「わからない」が72.7%で最も多く、次いで「住み続けたい」が18.2%、「住み続けたくない」が9.1%となっています。



⑦ 自分自身の考え方

自分自身の考え方について、『思う』（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）では、「自分はだれにも負けないところを持っている」「自分のことをみとめてくれる人がいる」「やる気がなくなってしまう時がある」が81.8%で最も多く、次いで「まわりの期待には必ずこたえたいと思っている」「自分がどのように見られているのかを気にする方である」が72.8%、「人付き合いは苦手な方である」「物事は何でも自分で決めたい方である」が63.7%となっています。

また、『思わない』（「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計）では、「自分はこの先1人でも生きていけると思う」が72.7%で最も多く、次いで「自分は何ごとにもたえられる方だと思う」が63.6%、「自分の部屋などに閉じこもってしまいたくなる時がある」が54.5%となっています。





3 第2期計画の進捗状況

(1) 第2期計画の総合評価

第2期計画において設定した140の取組に関する進捗状況を把握・評価し、新たな計画の策定に向けて取り組むべき内容を示します。

評価にあたっては、「A：十分達成できた」、「B：概ね達成できた」、「C：達成できなかった」の3段階評価で判定しました。

	A 十分達成	B 概ね達成	C 未達成	合計
基本目標1 地域における子育て支援	3	13	4	20
基本目標2 子どもと親の健康の確保と増進	4	26	3	33
基本目標3 子どもの成長を支える教育環境の整備	9	9	8	26
基本目標4 安心・安全な生活環境の確保	4	12	5	21
基本目標5 仕事と家庭の調和の推進	1	4	6	11
基本目標6 すべての子どもと家庭への支援の推進	5	20	4	29
合計（計画全体）	26	84	30	140
	18.6%	60.0%	21.4%	100.0%

第2期計画の総括評価として、計画全体では「A：十分達成できた」が18.6%、「B：概ね達成できた」が60.0%、「C：達成できなかった」が21.4%という結果になりました。

(2) 第2期計画の現状

① 地域における子育て支援

- 就学前児童や保護者の利便性確保のため、東吉野こども園における教育と保育の連携と一体提供に向けて取り組みました。
- 村内こども園の体制を整備しているものの、通勤経路から通園が難しい場合に近隣町村に調整を図り、広域保育環境の確保に努めました。
- 就労等で自宅に保護者のいない児童のため、放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施しました。
- 新生児訪問を行う際に主任児童委員と同行し、地域で相談しやすい体制づくりに努めました。
- 年に4回乳幼児健診を実施し、専門職による個別相談で育児不安の軽減に努めました。
- 園・学校だよりや学級通信によって、子どもの成長や様子について発信及び啓発を行いました。
- 子育ての悩みなどの相談では、面談やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用しました。

② 子どもと親の健康の確保と増進

- 妊娠届出時の面談にて、防煙や禁煙の啓発を行うとともに、令和6年度からは学校と連携して子どもと保護者に対する防煙教育を行い、妊婦に対する受動喫煙のリスクについても啓発を行いました。
- 出産時のリスクが考えられるケースに関しては個別に受診勧奨を行う等、リスクの低減に努めました。
- 健診未受診者や発達発育が気になるケースについては、次回の乳幼児健診でフォローできるよう受診勧奨を行いました。家庭訪問等で現認確認を行い、必要に応じて臨床心理士等専門職の支援を受けられるよう努め、受診率は100%となっています。
- まるごとフェスティバルや月に一度の悩み事相談等で臨床心理士に相談を行える機会を設けており、心の健康づくりを行えるように努めました。
- 学校保健会議に出席し、養護教諭との情報連携に努めました。
- 乳幼児健診時に医療職による保護者に対する知識の普及啓発を行いました。
- 乳幼児健診時に栄養士による保護者に対する栄養指導を行いました。

③ 子どもの成長を支える教育環境の整備

- 小・中学校において、年間計画に基づいて道徳教育を実施しました。人権作文にも取り組み、日々の生活の中で、自分や周りを（人権について）見つめる機会としました。
- 小・中学校において、一人一台のタブレット端末を活用して日々の学習に取り組みました。子どもたちの技能も高まっており、教員のICT機器を授業に活用する機会も増えてきています。
- 小学校では、地域の食や村の産業・文化・歴史の学習を系統的に実施し、中学校では、地域の環境・福祉を中心に、実施しました。
- 東吉野こども園において、園庭での昆虫や植物との出会い、栽培や飼育経験、砂場での創作活動や遊具遊びができるよう、環境整備に努めました。
- インフォメールの活用は大変有効であり、効果的に活用しました。

④ 安心・安全な生活環境の確保

- ごみの不法投棄防止を進めるとともに、環境啓発推進員を任命し、河川の美化などの総合的な環境保全対策を進めました。
- 空き家の保全を図る上で、空き家の有効活用を促進するため、空き家バンク制度を取り入れ、空き家の活用を推進しました。
- 横断歩道等の交通安全施設について、交通安全母の会の協力のもと、飛び出しのしやすい路上や、横断歩道に飛び出し禁止の啓発ステッカーを設置、また、カーブなど見通しの悪いところへのカーブミラー設置など、交通安全に努めました。
- 年2回の統一した交通安全週間に、地域の交通対策協議会、交通安全母の会とともに、啓発活動を行いました。また、自転車乗車時の安全確保のため、小学校1年生にヘルメットを贈呈しています。
- 自治会ごとの自主防災訓練と、全村的な避難訓練を実施しました。
- 防災マップを各戸配布し、避難所に掲示しました。
- 危険箇所や避難経路について、理解促進のための啓発を実施しました。

⑤ 仕事と家庭の調和の推進

- 「日曜参観」や「誰でも参観」を通して、父親に限らず誰でも参観できる日を設定しました。
- 6か月～2歳の就学前児童については、東吉野こども園の保育園部において保育環境の確保に努めました。
- 就労等による様々な保育ニーズに対応することができるよう、一時預かり事業をはじめとする保育環境の充実に努めました。

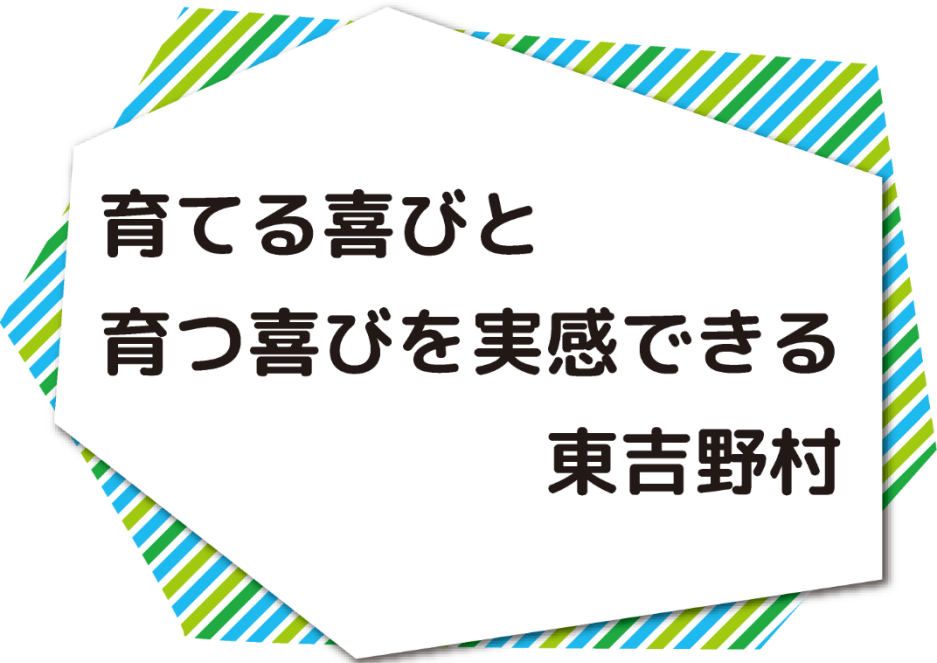
⑥ すべての子どもと家庭への支援の推進

- 出産前後、乳幼児健診等、節目で面談を実施することにより、育児不安の軽減を図るよう努めるとともに、令和6年度からは産婦健診の補助も開始し、かかりつけ医療機関にて産後の母親の体調変化を見てもらえるようにしました。
- 健診未受診者や気になるケースについては、家庭訪問等で現認確認を行い、必要に応じて臨床心理士等専門職の支援を受けられるよう努めました。
- 親子関係について、サポートが必要なケースに関しては、定期的に家庭訪問を実施し、課題の解決に向けて一緒に取り組むよう努めました。また、所属機関とも情報連携を行い、それぞれの立場から助言を行えるよう努めました。
- 新生児訪問や乳幼児健診の際にリーフレット等を活用して啓発を行うとともに、村広報誌への掲載やイベント時に虐待を発見した際の相談先等について周知啓発を行いました。
- 東吉野こども園、小・中学校、医療機関等の施設や乳幼児健診時等における虐待の発見を徹底するために、定期的に関係機関との会議を開催するとともに、疑いケースも含めて随時情報共有を行い連携して早期対応を行えるよう努めました。
- 東吉野村地域自立支援協議会を通じ、子どもの発達障害に関する学習会を、令和4年度に開催しました。令和5年度には、相談会も実施しました。
- 乳幼児健診で発達に遅れがある疑いのある場合には精密検査につなぎ、その後も必要に応じてフォローアップを行うようにしています。
- 障がいのある子どもがいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限あり）、障害児福祉手当（所得制限あり）、心身障害者医療費助成等の制度について周知し、利用の促進を行いました。
- 特別な支援を必要とする園児・児童・生徒については、関係機関と連携をとりながら進めるとともに、校種間の連携（情報共有・引継ぎなど）も確実に進めています。



本村では、第2期計画において、家庭と地域社会が一体となり、子どもを育てる喜びと育つ喜びを実感できる村づくりを進めてきました。

本計画においても、第2期計画の基本理念を踏襲し、「育てる喜びと育つ喜びを実感できる東吉野村」と定めます。

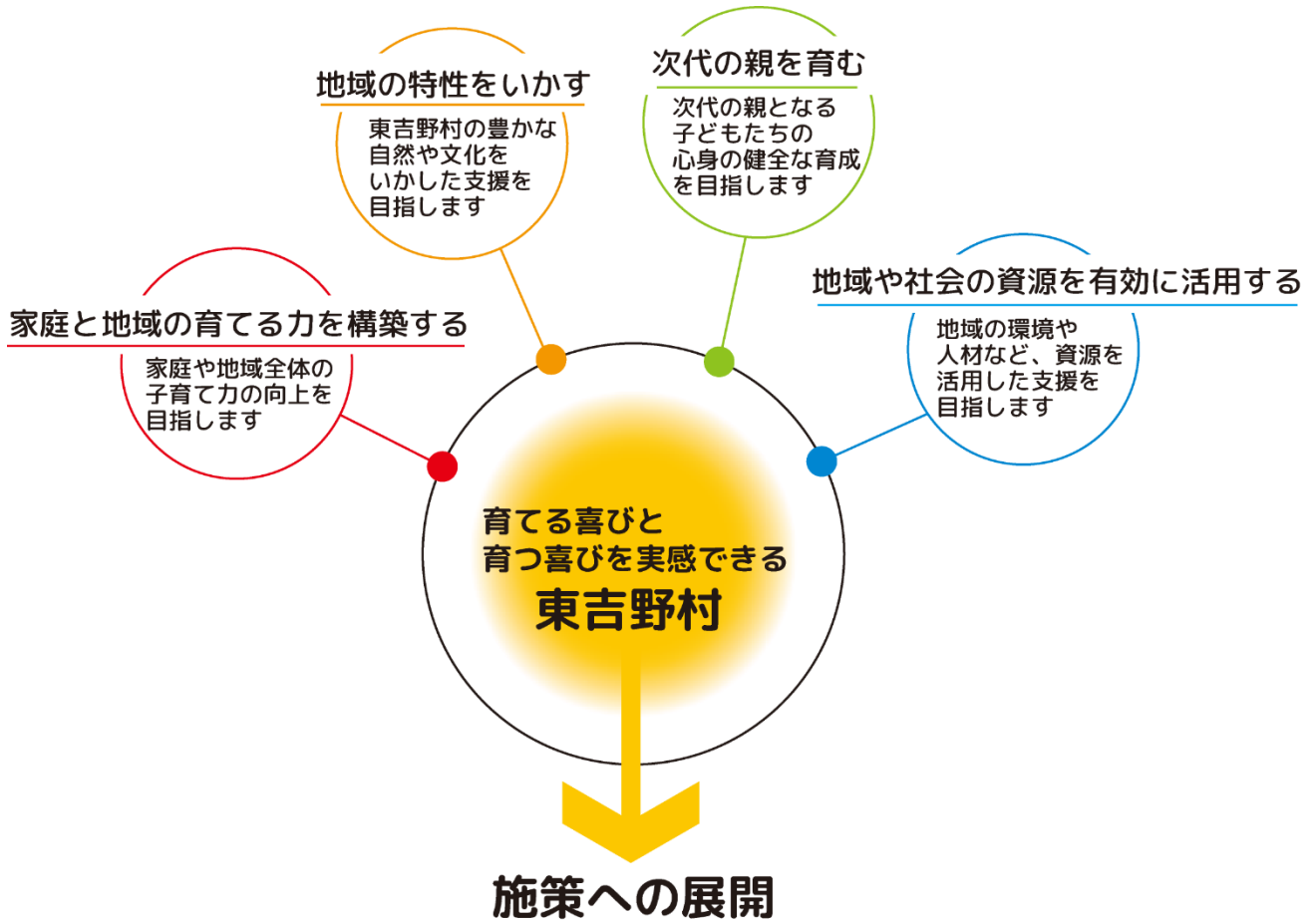


育てる喜びと
育つ喜びを実感できる
東吉野村

2

基本的な視点

本計画の目標となる、基本理念の実現に向け、以下の4つの基本的な視点を定めます。



基本理念

育てる喜びと育つ喜びを実感できる東吉野村





1

地域における子育て支援

現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化を背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 子どもたちが豊かな人間関係の中で社会性や協調性を身につけ、すこやかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会の充実が求められています。
- 保護者調査結果によると、子育てが地域の人たちに支えられていると感じている割合は50.0%となっています。

今後の方向性

- 3歳未満の就学前児童の保育環境確保のため、東吉野幼稚園施設内に小規模保育所を併設し、「東吉野こども園」として、就学前児童への教育・保育の連携した提供体制を確保します。
- 遊びを通して学ぶ中で、挑戦、思考と創造、独創性を育む園庭の環境整備など、幼稚園部の教育環境の確保に努めるとともに、小・中学校の教員の保育参観、児童・生徒との交流等、園・小・中の連携を推進します。
- 幼児教育・保育を一体化させ、6年間を見通し、発達段階に応じた幼児教育と保育の取り組みを推進します。また、心を育み、一人ひとりの育ちをつなぐ保育に努めるとともに、小学校以降の教育に繋がる学びになるよう取り組みを推進します。
- 多様化する家庭や保護者の保育ニーズへの対応を進めるため、地域の環境に応じた保育サービスの充実と、子育てを支えるネットワークづくりや人材の確保を進めます。

(1) 就学前児童の教育・保育環境の確保

No.	1-01
施策名	教育環境の確保
施策内容	○ 3歳～5歳の就学前児童については、東吉野こども園の幼稚園部において教育環境の確保に努めます。
担当課	教育委員会

No.	1-02
施策名	保育環境の確保
施策内容	○ 6か月～2歳の就学前児童については、東吉野こども園の保育園部において保育環境の確保に努めます。 ○ 3歳～5歳の就学前児童の教育時間外の保育環境については、幼稚園部の預かり保育において確保に努めます。 ○ 安全面を重視した保育体制を充実するとともに、保育環境の充実に努めます。
担当課	住民福祉課、教育委員会

No.	1-03
施策名	教育・保育の一体提供の推進
施策内容	○ 就学前児童や保護者の利便性確保のため、東吉野こども園における教育と保育の連携と一体提供に向けての取り組みを推進します。
担当課	住民福祉課、教育委員会

No.	1-04
施策名	保育の広域確保
施策内容	○ 村外で就労している保護者の就労と子育ての両立支援のため、近隣市町村との調整を図り、広域保育の環境確保に努めます。
担当課	住民福祉課

(2) 地域子育て支援事業の充実

No.	1-05
施策名	一時預かり事業の充実
施策内容	○ 保護者の就労や病人の看護、用事等で保育を必要とする家庭を支援するため、東吉野こども園において一時預かり事業（預かり保育を含む）を実施します。
担当課	住民福祉課

No.	1-06
施策名	放課後児童対策の充実
施策内容	○ 放課後、就労等で自宅に保護者のいない児童のため、放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施します。
担当課	住民福祉課

No.	1-07
施策名	地域子育て支援拠点事業の充実
施策内容	○ 子育てサロン「ぴよぴよサークル」を活用し、保護者同士の交流や情報交換の場づくりを推進します。
担当課	住民福祉課

No.	1-08
施策名	多様な保育ニーズへの対応
施策内容	○ 子育て家庭の様々な保育ニーズに対応するため、広域連携等による保育環境の確保に向けて調整を進めます。
担当課	住民福祉課

(3) 子育てネットワークの充実

No.	1-09
施策名	子育て交流の推進
施策内容	○ 東吉野こども園の園庭開放や行事を通じて、子育て中の親子や地域の異年齢の子どもとの交流を進め、子育て家庭の孤立や子育て不安の解消に努めます。 ○ 子育てサロン「ぴよぴよサークル」において親同士の交流を推進します。 ○ 主任児童委員が新生児訪問から関わり、地域での子育ての見守り活動をしており、身近な地域で子育てを見守り、支援する小地域のネットワークづくりに努めます。
担当課	住民福祉課、教育委員会

No.	1-10
施策名	相談体制の充実
施策内容	○ 乳幼児健診で保健師による子育て相談や管理栄養士・歯科衛生士がそれぞれの相談を行うとともに、健診時に保護者同士の交流の場を設けています。今後も乳幼児健診等母子保健事業の機会や様々な交流の場において、保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる環境づくりをさらに進め、不安や悩みの解消に努めます。 ○ 新生児訪問、乳幼児健診、子育てサロン「ぴよぴよサークル」に参加して子育ての相談等を受けている民生委員・児童委員が、地域の気軽な子育て相談者や情報提供者となることができるよう、研修の充実に努めます。
担当課	住民福祉課

No.	1-11
施策名	情報提供体制の充実
施策内容	○ 東吉野こども園や小・中学校等から、子どものこと、子育てのことなどの情報発信の充実を図るとともに、関係課や関係機関等との連携を強化し、子育て関連情報の提供の充実に努めます。 ○ 乳幼児健診や子育てサロン「ぴよぴよサークル」でパンフレットやトピック情報など子育てに必要な情報の提供を行っています。今後も母子保健事業をはじめ子育て関連のイベント等の情報や、子育てに必要な知識、奈良県の子育て関連相談機関等について、広報やパンフレット、ホームページ等による情報提供に努めます。
担当課	住民福祉課、教育委員会

No.	1-12
施策名	地域の人材の活用
施策内容	○ 地域学校協働活動による放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動を推進します。
担当課	教育委員会

現状と課題

- 核家族化の進展、女性の社会進出や、非婚化・晩婚化等による少子化が深刻化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子ども同士や親同士の交流機会の減少等により、妊娠・出産・育児に関する身近な相談相手や支援者が少ないため、保護者が育児不安や産後うつ、虐待などに陥りやすくなっており、妊娠・出産・育児に関する悩みへのきめ細やかな対応や環境づくりが求められています。
- 食育は生涯を通じての健康な生活の基本であり、「食を営む力」の育成は子どもの健全育成の重要な一部分です。また、食を通じて、食習慣や地域等を理解することや自然の恵みなどを理解することも重要です。教育委員会では「給食における食物アレルギー対応指針」を作成し、東吉野こども園、小・中学校が共通理解の上、取り組みを進めています。また、学校給食主任者会を年2回開催し、食に関する取り組み状況及び情報交換を行っています。
- 小児医療等を利用できる体制の充実、次の世代を担う子どもの健全育成のための基礎であり、子どもを心身ともに健康に産み育てるための環境づくりの整備は少子化対策の基本であることから、奈良県や近隣の市町村及び関係機関等と連携し、小児医療等の充実・確保に取り組むことが重要です。
- 保護者調査結果によると、乳幼児健診の体制に満足している割合は83.3%となっています。

今後の方向性

- 健康状態の変化しがちな乳幼児や妊産婦について、乳幼児健診や妊婦健診等の受診を勧奨するとともに、発達・発育の遅れや障がい等の早期発見と早期対応に努めます。
- 様々な問題を未然に防止し、早期に発見するため、相談・支援体制の構築・強化を図ります。
- 食育や家庭における健康管理・健康増進を啓発するとともに、適切な医療サービスを受けることができるよう、小児医療体制の充実に努め、だれもが安心して妊娠や出産、子育てに取り組める環境づくりを推進します。

(1) 子どもと親の健康の確保と増進

No.	2-01
施策名	妊産婦の健康の確保
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子手帳発行時に看護師又は保健師が対面で情報収集を行い、必要な支援につなげるとともに、本人・同居人の喫煙状況を確認し、防煙や禁煙につながる啓発を行っています。今後も妊娠・出産・育児に関する一貫した健康記録と、乳幼児に関する指導書としての活用を推進するとともに、母子手帳申請者とその家族、訪問指導者等に対して、妊娠の喫煙及び受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や喫煙による健康に対する影響について、正しい知識を共有し、防煙や禁煙等の行動へとつなぐことができるよう、啓発を進めます。 ○ 出産を控えた親の不安解消のため、妊娠・出産・育児に関する情報提供や助言等の健康教育を行うとともに、妊娠時にも電話連絡を行い、体調変化や不安の有無などを確認しています。教室などの開催はありませんが、病院での両親学級などの受講確認を行い、不安要素があれば解消できるように支援します。 ○ 妊婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関での健康診査に対して、助成を行います。 ○ 妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は訪問して状況を確認し、受診につなげて結果を確認し、必要な支援を行っています。今後も健康診査に基づき、必要に応じて訪問指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある疾病等にかかっている疑いがある人については、医師等の受診を勧奨します。
担当課	住民福祉課

No.	2-02
施策名	家庭への健康教育と啓発の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新生児訪問や乳幼児健診で月齢に応じた遊び方のパンフレット等の配布を行うとともに、健康確保のため、乳幼児の運動や外遊びの必要性及び方法についての啓発を行い、体を使う遊びの習慣の確立に努めます。 ○ 子どものみし歯有病率や一人あたりのむし歯数を減少させるため、保護者に対して歯の健康に関する啓発を行うとともに、親子での歯みがきなどの実践教育を進めます。また、乳幼児健診でフッ化物塗布を行うと同時に歯科衛生士による指導を行います。 ○ 乳幼児突然死症候群（SIDS）発症の危険性を低くするため、「仰向け寝の推進」や「母乳栄養の推進」、「家族の禁煙」等について、新生児訪問時にパンフレットを配布するなど、保護者及び家族等へ啓発を進めます。 ○ 子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報やパンフレット等で情報を提供するとともに、乳幼児健診や相談・教育の場、地域に向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法等の知識の普及に努めます。 ○ 保護者の生活習慣病を予防するため、適切な食事や運動、適正な飲酒・喫煙についての正しい知識、健康管理等についての普及・啓発・教育を行うとともに、健診やがん検診の受診を勧奨するなど、積極的な健康づくりの取り組みを推進します。 ○ 年度毎に健康に関するテーマを決めて健康講座を開催し、健康に関する知識の普及や健康相談を行います。 ○ 子育てサロン「ぴよぴよサークル」でストレス解消のパンフレットを配布したり、月に1回のメンタル相談を広報に掲載したりしており、ストレスとうまくつきあう方法や心の健康づくりなどの啓発を行うとともに、指導や相談への対応に努めます。
担当課	住民福祉課

No.	2-03
施策名	保護者の健康の確保
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上の女性に対しては子宮がん検診、40歳以上の女性に対しては乳がん検診の無料クーポン券を配布するなどして、受診を勧奨します。 ○ 自営業や家庭にいる主婦等の40歳以上の人に対し、特定健診をはじめ、胃がん検診、肺がん検診等の受診を勧奨するとともに、村広報誌で特定健診等の案内をし、未受診者には電話や訪問等で受診を促します。
担当課	住民福祉課

No.	2-04
施策名	乳幼児の健康の確保
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診の実施や受診方法等についての周知を徹底するとともに、未受診者には集団健診の当日中に電話連絡を行い、次回受診勧奨や必要に応じて訪問等を行っています。今後も未受診の乳幼児については、訪問指導を行うなど、発育や発達状況の把握に努めます。 ○ 乳幼児健診において問題が発見された子どもについては、継続的にフォローを行うとともに、関係機関等との連携を強化し、適切な対応に努めます。 ○ 感染症の予防や症状軽減を図るため、予防接種を促し、受けていない乳幼児の保護者に対して、再度接種を促します。 ○ 幼稚園教諭・保育士等に対し、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立等についての研修に参加しており、今後も研修の充実に努めます。
担当課	住民福祉課、教育委員会

(2) 子どもの成長にともなう保健対策の推進

No.	2-05
施策名	児童・生徒の健康確保
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の健康の保持・増進を図るため、就学時・入園時に健康診断、内科検診、歯科検診、結核検診等を実施するとともに、生涯を健康で暮らすための基礎を培う健康教育を進めます。 ○ 家庭と小・中学校の連携を強化し、子どもの健康全般に関する情報交換を行うとともに、健康等に関する指導の充実に努め、健康に生活することの大切さを理解し実践に結び付けよう、各家庭と連携し取り組みを進めます。 ○ 子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当等との連携強化に努めます。 ○ 感染症の予防や症状軽減を図るため、予防接種を促し、受けていない子どもの保護者に対して、再度接種を促します。(再掲)
担当課	住民福祉課、教育委員会

No.	2-06
施策名	思春期の保健対策
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命の尊さへの理解を深めるための性教育の取り組みなど、学校と住民福祉課等との連携を図り、児童・生徒への思春期保健教育を進めます。 ○ 喫煙や飲酒、薬物乱用等健康を損なう問題に対し、体に与える影響について正しく理解することができるよう、学校をはじめ関係機関と連携しながら啓発・指導に努めます。 ○ 思春期からの青少年の様々な不安や悩みに対応するため、相談体制の充実に努めます。
担当課	教育委員会

(3) 食育の推進

No.	2-07
施策名	教育・保育環境における食育の啓発
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教諭・保育士等に対し、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立等についての研修に参加しており、今後も研修の充実に努めます。(再掲) ○ 子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当等との連携強化に努めます。(再掲)
担当課	住民福祉課、教育委員会

No.	2-08
施策名	家庭における食育の啓発
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診や相談・健康教育等を通じて、食事の大切さや基本的な生活習慣を身につけることの重要性について指導に努めるとともに、幼児の食事について学習する機会の充実に努めます。 ○ 乳幼児健診で管理栄養士による個別の栄養相談を行うとともに、各家庭の悩みに応じた指導を行います。
担当課	住民福祉課

(4) 小児医療体制の充実

No.	2-09
施策名	医療体制の確保と周知
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急時に適切な治療をうけることができるよう、南和周辺地区病院群輪番制度による救急体制について周知します。 ○ 土・日・祝日の夜間の急病等に対応する橿原市休日夜間応急診療所や奈良県の小児救急医療電話相談について周知します。 ○ 全国的にも減少している産婦人科医や小児科医について、少子化対策支援として確保・充実に努めます。
担当課	住民福祉課

No.	2-10
施策名	家庭における対処の周知
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について村広報誌やパンフレット等で情報を提供するとともに、乳幼児健診や相談、教育の場及び地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法等の知識の普及に努めます。(再掲)
担当課	住民福祉課

現状と課題

- 異なる年代の人など自分と異なる人との交流、普段の生活ではできない体験、将来のための様々な学習など、大人への成長に繋がる様々な経験を、多くの子どもが習得できるような体制の構築が求められています。中学校では、キャリア教育の一環として、働くことの意義ややりがい、生徒たちの将来に対する関心と展望をもつことをねらいに、村内を中心として事業所にて3日間の職場体験を実施しています。
- 特色のある教育として、小学校では、少人数だからできる授業の創造や、体験活動の充実した取り組みを進めており、総合的な学習の時間においては、地域の歴史や文化についての学習や、地域の食など、地域にふれる学習を行っています。また、中学校では、わかる授業の創造と、主体的に学ぶ意欲の育成などを中心に進めており、総合的な学習の時間においては、環境、福祉・地域振興の2つに分かれて村のボランティア活動を行っています。
- 次代を担う子どもが希望をもって明るく育つためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となってすべての子どもと家族が地域の中で生活していくための環境を整えていくことが求められています。小学校では、昔の遊びを教わる学習や、介護福祉施設に児童が訪問し、高齢者との交流を深めています。中学校では、村の福祉交流会において音楽披露やプレゼントの配布などを行っており、ボランティア活動の一環として介護福祉施設も訪問し、交流を深めています。
- メディア教育について、子どもに対しては、情報モラルを養うとともに、専門的な立場の方から話を聞くなどして、正しい情報の扱い方等について考えさせ、保護者に対しては、わが子への関心を高めるとともに、フィルタリングなどセキュリティの重要性について啓発しています。
- 保護者調査結果によると、子どもへの教育環境が充実していると思う割合は 41.7%となっています。

今後の方向性

- 子どもが安心して教育を受けることができる環境づくりを進めるとともに、基礎的な知識や学力はもちろん、豊かな感性や創造力、たくましさを身につけることのできる教育を推進します。
- それぞれの個性や特性に合わせた指導方法・指導環境に配慮するとともに、家庭や地域とも連携し、次代の親となる子どもの健全育成に努めます。
- 少子化対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針である「少子化対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）を踏まえ、若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備、結婚支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯の負担軽減など、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を検討します。

(1) 生きる力を育成する教育環境の整備

No.	3-01
施策名	豊かな心を育む教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東吉野こども園において、子どもが生命の大切さや多様性を認めあうことができるように、子ども一人ひとりの遊びの場面を大切にするとともに、お互いの遊びを尊重し、活動を認め合い協力し合う態度を育成します。 ○ 一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重する取り組みとして、桜井宇陀人権擁護委員協議会と連携した人権出前教室を開催し、人権を尊重する心の醸成を進めます。 ○ 東吉野こども園において、子どもが豊かな感性や創造力を養うことができるように、栽培活動や飼育活動など、体験活動を通して豊かな感性を培うとともに、自由遊びを大切にする中で創造性を高めます。 ○ 社会性や主体性を育むことができるように、情報教育や体験学習を進めるとともに、小・中学校との連携を深め、児童・生徒と園児の交流やふれあう機会を大切にします。 ○ 小・中学校において、教職員の研修を深めるとともに、年間計画に基づいた道徳教育を推進します。また、人権に関わる様々な事象について考える場面を大切にするとともに、人権作文にも積極的に取り組むなど、学校教育全般を通じて人権教育に努めます。
担当課	住民福祉課、教育委員会

No.	3-02
施策名	社会性のある教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校において、パソコンやタブレットの活用による調べ学習を通して、情報を活用する能力の向上を図るとともに、子どもを有害な情報から守るために有害情報を読み解く力の育成に努めます。 ○ 子どもの社会性や職業観の育成を図るため、中学生を対象に、飲食業やサービス業、こども園、官公署等において、職場体験学習を促進します。
担当課	教育委員会

No.	3-03
施策名	特色のある教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども園では、外国語に慣れ親しむことを目的に、簡単な英語の歌や遊びを通じた活動の充実を図ります。 ○ 小学校3年生以上を対象に、高見山登山を通し自分たちの村を知る機会を設けており、今後は四季を通して体験できる事等の導入についても検討をすすめます。 ○ 小・中学校において、学びの連続性を踏まえ、基礎学力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、子どもが学ぶことを楽しみ、自らの能力を伸ばしていくことができるよう、地域の人材や自然、文化、行事等を活用した特色ある学習内容の充実を努めます。
担当課	教育委員会

No.	3-04
施策名	個々の特性に応じた教育と支援の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある子どもや、発達に遅れのある子どもの発達状況に応じた教育・保育をより一層充実させるため、特別支援教育巡回アドバイザーや奈良県教育委員会指導主事の指導を定期的に受けるとともに、専門職員等の人材の確保や各種研修会への参加を促進します。 ○ 特別支援教育については、関係機関との連携を強化し、個々のニーズや障がいの程度、発達段階に応じた適切な療育を受けることができるような就学指導を目指すとともに、就学後の相談体制の充実を努めます。
担当課	教育委員会

No.	3-05
施策名	安全で快適な教育環境づくり
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東吉野こども園においては、挑戦、思考と創造を育む園庭の整備など遊びを通して学ぶ環境の確保に努めます。 ○ インフォメールを有効に活用し、情報を各家庭に提供するなど、保護者と連携して、園児・児童・生徒の安全確保に努めます。
担当課	教育委員会

(2) 家庭や地域の教育力の向上

No.	3-06
施策名	地域における教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、青少年の健全育成指導団体やスポーツ指導者等、子育てや教育に関係する地域団体や住民グループ等の情報交換や連携により、地域の教育力の向上に努めます。 ○ 東吉野こども園、小・中学校において、教科や総合的な学習の時間での地域学習で、地域の高齢者の多様な経験や培われた技能の活用を推進します。
担当課	教育委員会

No.	3-07
施策名	家庭の育児力づくりの支援
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てサロン「ぴよぴよサークル」において、その時の悩みに応じた相談を行い、必要な資料を提供しています。今後も子育てサロン「ぴよぴよサークル」を活用し、保護者の学習環境づくりを推進します。
担当課	住民福祉課

(3) 児童等の健全育成

No.	3-08
施策名	健全育成のための環境づくり
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年に関わる関係機関、小・中学校、団体、地域住民が、青少年の健全育成について予防的視点を大切にし、共通理解と認識を深めるための情報交換や研修の開催に努めます。 ○ 子どもが悩みや不安を気軽に相談することができるよう、教職員や保健担当職員の研修に努めるとともに、スクールカウンセラーや関係機関との連携強化を図り、対応の充実に努めます。 ○ スクールカウンセラーによる指導や、奈良県教育委員会指導主事の指導を受けながら、不登校や引きこもり、学習障がいなどの問題について、すべての教職員が同じ対応を進めるとともに、教職員等の研修に努めます。
担当課	教育委員会

No.	3-09
施策名	メディア教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや保護者に対し、SNS等の情報メディアの扱いに関する注意事項について継続して啓発します。 ○ 情報メディアと子どもをめぐる様々な問題を考えるとともに、メディアを有効に活用できる能力を育成するための教育の推進に努めます。
担当課	教育委員会

No.	3-10
施策名	出会いの創出
施策内容	○ 婚活イベントを実施するなど、未婚の青年がパートナーに出会える機会の創出を推進します。
担当課	総務企画課



4

安全・安心な生活環境の確保

現状と課題

- 子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故などから守り、安心して健やかに育つことができる環境づくりのため、教育・保育施設、学校、自治会、自主組織など、地域ぐるみの安全確保が重要となっています。
- 子どもが安心して道路を利用できるよう、村内道路の点検を行い、危険箇所には交通安全施設や道路標識などを整備するとともに、施設の維持管理を適切かつ継続的に実施していくことが重要です。
- 保護者調査結果によると、学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思える割合と青少年が健全に過ごせるまちだと感じる割合はそれぞれ 66.7%と高いものの、地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思う割合は 41.7%と低くなっており、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりが求められています。

今後の方向性

- 本村の豊かな自然や受け継がれてきた伝統・文化を守りながら、子どもをはじめ、だれもが安心して快適に暮らすことのできる生活環境づくりを進めます。
- 事故や犯罪を防ぐため、交通安全対策や家庭・公共機関・地域の連携による見守り体制の充実を進めるとともに、災害時の安全を確保するため、避難訓練や防災体制の徹底を図ります。
- 子ども自身が自らの安全を守ることができるよう、交通安全、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

(1) 良好な生活環境の確保

№.	4-02
施策名	住みよい環境づくり
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然を次世代に引き継ぐため、ごみの不法投棄防止を進めるとともに、環境啓発推進員を任命し、河川の美化などの総合的な環境保全対策を進めます。 ○ 地域住民の生活環境の保全を図るうえで適正な管理が行われていない空き家の計画的な適正管理を図り、空き家等の利活用を促進するため、空き家バンク制度を取り入れ、空き家の活用を推進しています。
担当課	住民福祉課、地域振興課、総務企画課

№.	4-02
施策名	環境を守る教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然環境や歴史等について、子どもたちがその大切さ、重要性を理解し、引き継いでいくことができるよう、環境学習やふるさと学習を進めるとともに、美化活動等の取り組みを促進します。
担当課	教育委員会

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

№.	4-03
施策名	交通安全の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道や信号機、横断歩道等の交通安全施設について、関係機関との連携により計画的に整備を進めるとともに、通学路における危険箇所対策検討会議を開催し、対策が必要な箇所について検討します。 ○ 地域ぐるみで交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、東吉野こども園や小学校、集会所等において、交通安全教室や自転車教室等の開催に努めます。 ○ 子どもに配慮した運転や自転車の走行マナー、不法駐車等に関する意識の啓発を進めます。 ○ 子どもを車に乗せる時にはチャイルドシート等を利用するよう周知徹底するとともに、チャイルドシートのリサイクル活用等について検討を進めます。
担当課	総務企画課、教育委員会

№.	4-04
施策名	犯罪や事件の防止
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東吉野こども園、小・中学校とも、校舎内への施錠を確実にし、訪問者等についてインターホンで必ず確認するとともに、不審者対策については防犯カメラの設置や年に一度避難訓練を実施して、引き続き施設の防犯対策等安全性の確保に努めます。 ○ 犯罪を抑止するため、地域団体等の協力による地域防犯パトロール、公用車による青色防犯パトロールを実施するとともに、公用車や商業車に「パトロール」のステッカーを貼るなどの取り組みを進めます。また、地域防犯協議会への防犯カメラ設置助成も実施します。 ○ 東吉野こども園、小・中学校等において、子どもを対象にした防犯指導等を行い、犯罪に対する子どもの防衛能力の育成に努めます。 ○ インフォメーションを有効に活用し、情報を各家庭に提供するなど、保護者と連携して、園児・児童・生徒の安全確保に努めます。(再掲)
担当課	総務企画課、教育委員会

(3) 防災対策の推進

No.	4-05
施策名	防災教育と啓発の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署による防火教室（消火器の使い方や煙体験）や、避難訓練を定期的を実施しています。今後も東吉野こども園、小・中学校において、子どもを対象にした避難訓練や防災教育を推進します。 ○ 自治会ごとの自主防災組織が中心となって、地域での防災訓練等自主的な防災活動の取り組みを推進します。 ○ 障がいのある子どもや家族のいる家庭等、支援を必要とする人の情報の把握・整備を進めるとともに、緊急時に対応できる救助・避難誘導體制の確立を目指します。
担当課	住民福祉課、総務企画課、教育委員会

No.	4-06
施策名	災害発生に備えた環境整備
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時にだれでも容易に避難することができるよう、防災マップを配布、わかりやすい避難所標識の設置に努めるとともに、避難所の出入り口の段差解消やバリアフリーの整備に努めます。 ○ 災害時に障がいのある子どものいる家庭に、防災行政放送の活用等の的確な災害情報を提供することができるように努めます。
担当課	総務企画課



5

仕事と家庭の調和の推進

現状と課題

- 少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援する必要があります。
- ライフスタイルが多様化する中、あらゆる分野において女性の活躍を推進するには、特定の活動の選択に対し、中立的でない社会制度が存在する場合、その見直しを図っていくことが必要です。

今後の方向性

- 仕事と家庭の両立を円滑に進められるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、家庭のみならず、地域や事業所、教育の場における啓発を推進するとともに、父親が育児や子どもの行事に関わりやすい環境づくりを進めます。
- 就労を望む子育て中の母親の生活形態に応じた就労支援に努めるとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し得る保育環境の整備と充実を進めます。
- 関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。

(1) 男女共同参画の推進

No.	5-01
施策名	男女共同参画の啓発
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画社会についての啓発と、社会的に構築された性別（ジェンダー）に基づく性差別及び性別による固定的役割分担意識の解消、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性についての意識啓発を進めます。 ○ 父親が育児や家事に参加する意義や重要性について啓発を進めます。 ○ 子どもに関わる行事に父親も参加することができるよう、時間帯や曜日等の工夫に努めます。
担当課	教育委員会

No.	5-02
施策名	事業主等への働きかけの推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女がともに仕事と家庭・地域生活とを両立させ、いきいきとした生活を送ることの重要性について、住民や事業所・企業等に啓発します。 ○ 男女の育児・介護休業について、役場が率先して取得率の向上に努めるとともに、事業主等に働きかけます。
担当課	住民福祉課、地域振興課、総務企画課

(2) 仕事と家庭の両立支援

No.	5-03
施策名	就労支援と就労機会の創出
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 奈良県のハローワーク等にチラシを設置し、これらの機関等との連携を図り、就職情報を提供しています。今後も奈良県のハローワークやしごとiセンター等の紹介をはじめ、これらの機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。 ○ ひとり親家庭の母親、就労困難者や再就職、新たな就職を希望する人等の職業能力の向上を図るため、関連講座の提供に努めるとともに、奨励制度の利用促進に努めます。
担当課	住民福祉課、地域振興課

No.	5-04
施策名	保育環境の充実
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6か月～2歳の就学前児童については、東吉野こども園の保育園部において保育環境の確保に努めていますが、引き続き就労等による様々な保育ニーズに対応することができるよう、一時預かり事業をはじめとする保育環境の充実に努めます。
担当課	住民福祉課



6

すべての子ども・若者とその家庭への支援の推進

現状と課題

- いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利を侵害するような事案の発生は、社会全体の認知が進んだことにより相談件数が増加しています。校園長会（毎月1回開催）においては、必ず園及び各学校における子どもたちの様子をはじめ、課題等について情報交換を行うとともに、園及び各学校との連携を密にしています。東吉野こども園、小・中学校においては、園児・児童・生徒の様子をよく観察し、子ども一人ひとりに変化等がないかを確認するなど、教職員間の連絡、各学校の様子等の情報交流を行っています。子どもたちをはじめ、子育てに悩む保護者への支援については、スクールカウンセラーが来校する日を知らせ、自由に教育相談を受けることができるよう努めています。
- 障がいのある子どもが適切な支援に繋がるよう、東吉野こども園、小・中学校において情報交換会を実施するとともに、一人ひとりのニーズに応えられる（合理的配慮の提供をする）よう取り組むことが重要です。
- 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい方が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが重要です。また、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められています。

今後の方向性

- 家庭の状況や子ども一人ひとりの特性の把握に努め、家庭内における児童虐待等の問題の早期発見やそれぞれの必要に応じた支援の推進を図ります。また、これらの支援には、地域や関係機関との連携が重要であることから、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支えるネットワークの構築を進めます。
- 障がいのある子どもとその家族の支援については、村内の関係機関や奈良県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念（第3条）「こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない」等にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。
- 「子ども・若者育成支援推進法」の基本理念（第2条）「一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと」等にのっとり、子ども・若者の状況に応じた施策を推進します。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に沿った施策も検討します。

(1) 児童虐待対策の推進

No.	6-01
施策名	虐待を防ぐ環境づくり
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子手帳発行時から面接を行い、妊娠・出産・育児と一連の流れの中でその時の悩みに即した情報提供や、支援を行えるよう関わっています。今後も妊娠届から乳幼児健診、訪問指導等各種母子保健事業を通じて保護者や子どもの様子を見守り、保護者の育児ストレスを解消し、子育てが楽しく感じることができるよう、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供等の支援に努めます。【拡充】 ○ 健診等の未受診者は特に注意深く関わり、電話や訪問等で継続的に支援し、虐待が疑われるケースや子育てに不安を抱き孤立しているケースについては、面接相談や家庭訪問等による育児支援に努めます。 ○ 親子の関わりを確認し、過干渉や過保護は距離の取り方や関わり方に時間をかけて修正できるよう助言するなど、親子がともに自立することの大切さについて啓発を進めます。 ○ 要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図り、虐待対応力の向上を図るため、村の調整担当者の研修、児童虐待対応に関わる職員の研修を実施し、児童虐待対応における組織の強化に取り組みます。
担当課	住民福祉課

No.	6-02
施策名	早期発見と確実な対応の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待に関する正しい知識や防止方法について、保護者や家族、地域住民に周知するとともに、住民を対象に早期発見、通報を促すため、奈良県が発行しているリーフレット等を使用し、知識の普及・啓発に努めます。 ○ 東吉野こども園、小・中学校、医療機関等の施設や乳幼児健診時等における虐待の発見を徹底するとともに、情報の一元化やケース検討、子どもの保護、保護者の指導等、早期対応を図るための支援体制の充実に努めます。
担当課	住民福祉課

(2) ひとり親家庭等の支援の推進

No.	6-03
施策名	経済的負担の軽減
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 0歳から18歳までの子どもの医療費の自己負担分を全額助成します。 ○ ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、18歳まで児童扶養手当の支給や医療費助成を行います（所得制限あり）。 ○ ひとり親家庭等への就業支援、子育て支援、地域・生活支援、相談窓口等のパンフレットを設置し、案内等を行います。
担当課	住民福祉課、税務保険課

No.	6-04
施策名	自立支援の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、奈良県のハローワークやしごとiセンター等、関係機関の紹介を行います。 ○ ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付制度、高等職業訓練促進給付制度等について周知し、雇用の促進に努めます。 ○ ひとり親家庭の自立支援や疾病時に支援を行うため、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話をを行う、奈良県の「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の周知・活用を図ります。
担当課	住民福祉課

(3) 障がいのある子どもとその家庭への支援

No.	6-05
施策名	障がい理念の啓発を推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障がいのある子どもない子どもともに地域で育つことがあたりまえである」とするノーマライゼーションの理念の啓発を推進します。 ○ 障がいのある子どもの自立と社会参加を進めるため、地域のあらゆる人々が支援することが重要であることについて、住民に対する普及・啓発を進めます。 ○ 障害者権利条約に定める「合理的配慮」の理念の啓発と、その推進します。 ○ 相談支援活動で把握された課題については、「東吉野村地域自立支援協議会」で共有し、協議することで地域全体の支援体制のレベルアップを図ります。
担当課	住民福祉課

No.	6-06
施策名	障がいの早期発見・早期対応の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診で障がいの早期発見に努めるとともに、訪問指導や育児相談等において保護者との情報交換や相談に適切に対応することができるよう、充実を図ります。 ○ 専門的医療が必要な乳幼児に対しては、保健所や関係機関等との連携による療育を推進します。
担当課	住民福祉課

No.	6-07
施策名	切れ目のない一貫した支援の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある子どもやその保護者に対し、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。 ○ 障がいのある子どもなどに対する福祉の向上を図るため、居宅介護、デイサービス、短期入所の福祉サービスの提供を行います。 ○ 日常生活の不便さを軽減するため、日常生活用具等給付事業や補装具費支給制度による支援を行います。 ○ 身体に障がいのある子どもが治療することで障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能な場合に、必要な医療の給付を行う育成医療について周知し、利用の促進を図ります。
担当課	住民福祉課、税務保険課

No.	6-08
施策名	経済的支援の促進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある子どもがいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限あり）、障害児福祉手当（所得制限あり）、心身障害者医療費助成等の制度について周知し、利用の促進を図ります。
担当課	住民福祉課、税務保険課

No.	6-09
施策名	特別支援教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援を必要とする園児・児童・生徒については、就学前から適切な支援が切れ目なく行われるよう、東吉野こども園、小・中学校その他関係機関との連携を進めます。 ○ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、東吉野こども園の園長、小・中学校の校長、担任、特別支援コーディネーターが集まり、情報交換を行います。 ○ 東吉野村教育研究会での特別支援教育活動において、継続した取り組みや個人の生活シートを作成し、きめ細やかな記録を引き継ぎ、指導に役立てます。 ○ 保健所や子ども発達支援センターなどの専門機関と連携しながら相談体制の充実に努めます。 ○ 特別な支援を必要とする児童・生徒の立場になり、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や支援を行う体制をさらに充実させることで、児童・生徒の持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善及び克服に努めます。
担当課	教育委員会事務局

第5章

事業量の見込みと確保の方策



子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区分を定め、その区域ごとに、令和7年度から令和11年度までの5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、村として提供する「確保の内容と実施時期」（＝「確保の方策」）を定めることとされています。

必須記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域を定めることとなっており、本村においては、各事業の提供区域は単一区域と設定します。

単一区域のもとで「量の見込み」と「確保の方策」は、「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業及び「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている13の事業に関して定めます。



1 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

(1) 就学前児童の認定区分の概要

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する者は、子どもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。

認定区分	年齢	保育の必要性	対象者	対象施設・事業
1号	3歳～5歳	不要	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園
2号	3歳～5歳	必要	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園（保育利用）
3号	0歳～2歳	必要	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育（小規模保育所等）

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	令和7年度						令和8年度					
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳		教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	11	0	1	1	3	3	12	0	1	3	0	3
② 確保の内容	11	0	1	0	3	3	12	0	1	3	0	3
幼稚園	11	0	-	-	-	-	12	0	-	-	-	-
保育所	-	-	1	0	0	0	-	-	1	0	0	0
地域型保育事業	-	-	0	1	3	3	-	-	0	3	0	3
その他事業	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
差引(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和9年度						令和10年度					
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳		教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	10	0	1	3	1	0	12	0	1	3	3	1
② 確保の内容	10	0	1	3	1	0	12	0	1	3	3	1
幼稚園	10	0	-	-	-	-	12	0	-	-	-	-
保育所	-	-	1	0	0	0	-	-	1	0	0	0
地域型保育事業	-	-	0	3	1	0	-	-	0	3	3	1
その他事業	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
差引(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和11年度											
	1号認定	2号認定		3号認定								
		教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳						
① 量の見込み	8	0	1	3	3	4						
② 確保の内容	8	0	1	3	3	4						
幼稚園	8	0	-	-	-	-						
保育所	-	-	1	0	0	0						
地域型保育事業	-	-	0	3	3	4						
その他事業	-	-	0	0	0	0						
差引(②-①)	0	0	0	0	0	0						

確保の方策

- 1号認定対象児童については、東吉野こども園の幼稚園部において確保します。また、2号認定対象児童による幼稚園部の利用希望者についても、東吉野こども園の幼稚園部において確保します。
- 3号認定対象児童については、東吉野こども園の保育園部（地域型保育事業の小規模保育事業）において確保に努め、2号認定対象児童については、特例施設利用として、東吉野こども園の幼稚園部において確保に努めます。
- 広域利用の希望については、該当する自治体との調整により、確保に努めます。

(3) 教育・保育の質の向上

これまでの幼児期から小・中学校まで一体的な教育が実施されてきた特色を生かし、必要に応じて小学校・中学校と連携を図り、質の高い教育・保育を実施します。

(4) 教育・保育の無償化の円滑な実施について

幼児教育・保育の無償化については、保護者が施設・事業を選択する時に役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行い、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上に努めます。

(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労状況に関係なく、保育所等に通っていない3歳未満のこどもを預けることや保育士等に育児相談ができる事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	-	3	3	3	3
0歳	人	-	1	1	1	1
1歳	人	-	1	1	1	1
2歳	人	-	1	1	1	1
② 確保の内容	人	-	3	3	3	3
0歳	人	-	1	1	1	1
1歳	人	-	1	1	1	1
2歳	人	-	1	1	1	1
差引(②-①)	人	-	0	0	0	0

確保の方策

○ 東吉野こども園の保育園部において確保に努めます。



2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	7	6	7	10	10
② 確保の内容	人	7	6	7	10	10
差引(②-①)	人	0	0	0	0	0

確保の方策

- 東吉野こども園の保育園部により確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ/学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	30	28	27	27	26
低学年	人	16	15	9	10	11
高学年	人	14	13	18	17	15
② 確保の内容	人	30	30	30	30	30
差引(②-①)	人	0	0	0	0	0

確保の方策

- 現在実施している学童保育において確保に努めます。
- 放課後児童対策として、「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童パッケージ」を踏まえた取り組みに努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	0	0	0	0	0
② 確保の内容	人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

確保の方策

○ 計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありません。

(4) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保の内容	か所	1	1	1	1	1
差引(②-①)	か所	0	0	0	0	0

確保の方策

○ 子育てサロン「ぴよぴよサークル」において確保に努めます。

(5) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等において、在園児を対象に正規の教育時間終了後や長期休業中等に、園児を保育する事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	1,440	1,920	1,680	1,680	1,680
1号認定	人日	1,440	1,920	1,680	1,680	1,680
2号認定	人日	0	0	0	0	0
② 確保の内容	人日	1,440	1,920	1,680	1,680	1,680
差引(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

確保の方策

- 東吉野こども園の幼稚園部の預かり保育において確保に努めます。

② 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保育所等において、一時的に保育が必要となった就学前児童を保育する事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	2	5	5	5	5
② 確保の内容	人日	2	5	5	5	5
差引(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

確保の方策

- 東吉野こども園の保育園部において確保に努めます。

(6) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	0	0	0	0	0
② 確保の内容	人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

確保の方策

- 計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありませんが、広域委託も含めた検討を進めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての援助をしたい人（まかせて会員）が集まって、お互いに助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	0	0	0	0	0
② 確保の内容	人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

確保の方策

- 計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありません。

(8) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0
② 確保の内容	か所	0	0	0	0	0

確保の方策

- 実施予定はありませんが、情報提供や相談への対応、事業の利用調整等については、住民福祉課において対応に努めます。

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	3	3	3	3	3
② 確保の内容	人	3	3	3	3	3
差引(②-①)	人	0	0	0	0	0

確保の方策

- 住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	3	3	3	3	3
② 確保の内容	人	3	3	3	3	3
差引(②-①)	人	0	0	0	0	0

確保の方策

- 住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

(11-1) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	1	1	1	1	1
② 確保の内容	人	1	1	1	1	1
差引(②-①)	人	0	0	0	0	0

確保の方策

- 住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

(11-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて事業内容等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実費徴収に係る補足給付を行う事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(13) 多様な主体の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

多様な主体の参入を促進する事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援する事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

確保の方策

○ 要保護児童対策地域協議会等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とし、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

確保の方策

- 地域の社会福祉機能を持つ施設と連携するなど、受け入れ体制の検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

確保の方策

- 本事業の活用が必要な家庭に提供できるよう、支援プログラムの検討を進めます。

(17) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とし、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

この事業は、母子保健法の一部を改正する法律（令和3年4月施行）により、母子保健法上に位置づけられていましたが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和7年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	6	5	5	5	5
② 確保の内容	人	6	5	5	5	5
差引(②-①)	人	0	0	0	0	0

確保の方策

- 住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

(18) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とし、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等の支援を行う事業です。

この事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和7年4月施行）により、「妊婦のための支援給付」は子ども・子育て支援法に位置づけられ、「妊婦等包括相談支援事業」は児童福祉法に位置づけられました。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	6	5	5	5	5
② 確保の内容	人	6	5	5	5	5
差引(②-①)	人	0	0	0	0	0

確保の方策

- 住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

3

教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めていきます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を検討します。

4

子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、村内外の教育・保育施設と協働し適切な給付を実施します。



1 庁内における推進体制

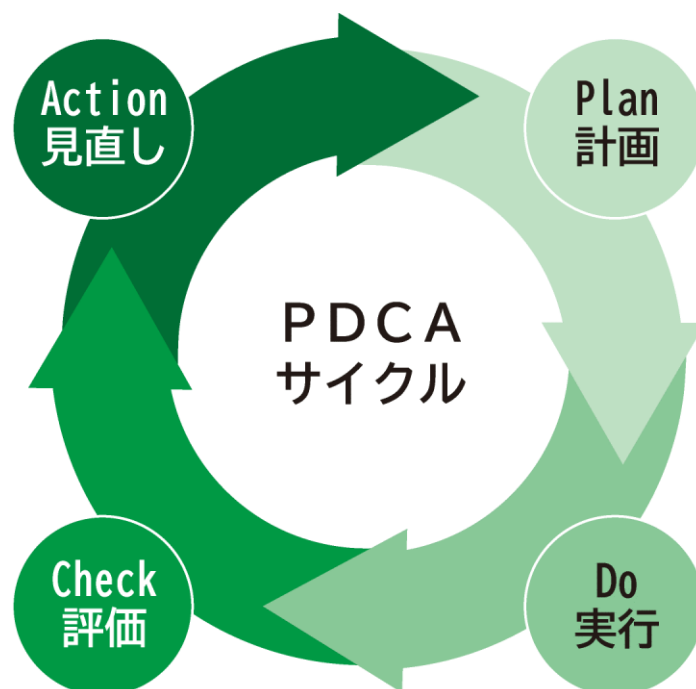
本計画を着実に推進していくために、関係部局や関係機関・団体等との連携のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、総合的かつ効果的な実施を図ります。

2 住民参加による推進体制

本計画を実施するにあたり、住民の理解と参加が不可欠なため、本計画の実施状況を広報等でよりわかりやすく周知し、情報を共有することで住民の参加と協力が得やすい体制の整備を行うとともに、子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルを用いて行います。まず、計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、実施の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れを活用し、各施策の改善点を明らかにして、今後の施策展開に活かします。





1

東吉野村子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 3 月 14 日
条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東吉野村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、村長の諮問に応じて本村の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査・審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて村長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、村長が委嘱する。

- (1) 行政関係者
- (2) 村会議の議員
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他、村長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときは村長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 33 年東吉野村条例第 17 号）の規定を適用する。

(その他)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が村長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



東吉野村子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	所属・役職	氏名	備考
行政関係者	副村長	○ 鍵谷 典秀	
	教育長	橋本 眞一	
議会代表	厚生建設経済委員長	井上 宣之	
子どもの保護者	東吉野こども園PTA会長	川口 佳子	
	東吉野小学校PTA会長	植田 あゆ	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	東吉野こども園園長	橋本 眞一	副園長 山口 欣秀
	東吉野小学校校長	城之内 善博	
学識経験のある者	帝塚山大学教授	◎ 清水 益治	
その他、村長が必要と認める者	主任児童委員	竹川 都志子	
		坪井 純子	

◎ : 会長、○ : 副会長

第3期東吉野村子ども・子育て支援事業計画

発行年月： 令和7年3月

発行： 東吉野村 住民福祉課

〒 633—2492

奈良県吉野郡東吉野村大字小川 99 番地

TEL 0746-42-0441 / FAX 0746-42-0446